

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

令和5年度
福島市の下水道

福島市

令和5年度 福島市の下水道

目次

1. 福島市の概要	1
2. 福島市の沿革	1
3. 福島市下水道ビジョン	2
4. 福島市汚水処理施設整備等長期計画	6
<下水道事業>	
5. 下水道事業の沿革	8
6. 阿武隈川上流域下水道の都市計画決定・事業認可の経緯	12
7. 公共下水道の都市計画決定・事業認可の経緯	13
8. 下水道事業計画	14
9. 下水道事業整備状況（汚水）	15
10. 下水道事業整備状況（雨水）	23
11. 祓川都市水環境整備下水道事業	26
12. 下水道事業進捗状況	27
13. 下水道水洗化普及対策	29
14. 下水道水洗化普及状況等	31
15. 下水道事業受益者負担金	32
16. 下水道使用料	33
17. 阿武隈川上流域下水道（県北処理区）	36
<農業集落排水事業>	
18. 農業集落排水事業の沿革	40
19. 事業及び処理施設概要	41
20. 農業集落排水水洗化普及対策	42
21. 農業集落排水水洗化普及状況	43
22. 農業集落排水事業分担金	43
23. 農業集落排水処理施設使用料	44
<浄化槽事業>	
24. 浄化槽設置整備事業	45
25. 浄化槽転換促進支援事業	46
26. 浄化槽届出書受理状況	47
27. 浄化槽及びくみ取り便槽のし尿処理	48
<財政・組織>	
28. 財政状況	52
29. 組織及び職員配置図	59
<広報>	
30. 下水道デザインマンホール	60

○福島市下水道計画一般図（供用開始区域図）

1. 福島市の概要

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、市域は東西 30.2km、南北 39.1km で面積は 767.72km²です。市役所の位置は東経 140 度 28 分、北緯 37 度 45 分にあり、東京から 300km 圏内にあります。

東に丘陵状の阿武隈山地、西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中心に開けており、荒川、松川、摺上川などの河川が、市域の東方を北に向けて流れる阿武隈川に注いでいます。

市域の中央には信夫山が位置し、四方に市街地が開け、その周辺では肥よくな土地を利用した農業が営まれ、果物等の一大生産地を形成しています。また、那須火山帯に属している奥羽山脈があるため、飯坂、土湯、高湯等の温泉にも恵まれています。

交通網についてみると、鉄道については、市街地中央を東北新幹線及び JR 東北本線が南北に走り、また、本市を起点として山形新幹線、JR 奥羽本線が、山形、秋田方面へ伸びています。さらに本市と宮城県を結ぶ第三セクター阿武隈急行線が阿武隈川沿いに走っています。

道路については、東北縦貫自動車道と一般国道 4 号が、それぞれ市街地の西部と東部を南北に走り、また、本市を起点として一般国道 13 号が秋田方面へ伸びており、平成 29 年 11 月には、本市と米沢市が東北中央自動車道で結ばれました。さらに一般国道 114 号が太平洋圏へ、115 号が太平洋圏及び会津方面へ、そして 399 号がいわき方面及び山形方面へ伸びています。このように、本市は、鉄道、道路が有機的に結合された交通網により、首都圏と東北圏、太平洋圏と日本海圏を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

気候は奥羽山脈と阿武隈山地に囲まれた盆地状の地形の影響を受け、内陸性気候の特徴を示しており、令和 4 年の年間平均気温が 13.9℃、年間降水量は、1033.0mm となっています。

2. 福島市の沿革

本市では、約 3～2.5 万年前の旧石器時代に福島盆地に人々が住み始めます。そして岡島の宮畑遺跡などに代表される縄文時代、稲作りが始まった弥生時代、下鳥渡の稲荷塚古墳・八幡塚古墳に代表される豪族の墓である古墳が造られた古墳時代に続きます。そして、現在の腰浜町付近には東北地方最古の仏教寺院の一つである腰浜廃寺が位置し、さらに西原廃寺、また平安時代前期の貞観様式の大蔵寺千手観音とすぐれた文化が存在していました。

信夫・伊達郡は古くから養蚕業が発達し、江戸時代には幕府から奥州蚕種本場銘をもらい、城下町福島は阿武隈川の舟運とともに、蚕種・生糸・織物などの物資集散地の一大拠点として、商業のまちとして栄えました。

明治 4 年(1871 年)に廃藩置県が行われ、福島県の県庁所在地となり、明治 9 年(1876 年)福島・若松・磐前の三県が合併してほぼ現在の福島県が成立しましたが、県庁はそのまま残され行政の中心地となりました。

養蚕業は明治以降も産業の中心的役割を果たし、蚕種・生糸・織物の集散地として、信達地方の産業の中心地となっていたことから、明治 32 年(1899 年)東北地方で初めて日本銀行福島出張所(後に支店)が設置されるようになりました。

こうして本市は、経済・教育・文化の中心地として栄えるようになり、明治 40 年(1907 年)には県内 2 番目、全国で 59 番目の市として市制を施行し、人口 3 万 2 千人余の福島市が誕生しました。

その後、震災などの大きな被害を受けることもなく発展を続け、昭和 27 年(1952 年)4 月市庁舎を竣工しました。また、昭和 22 年(1947 年)から 43 年(1968 年)にかけて近隣の町村と合併を進め、平成 20 年 7 月には伊達郡飯野町を編入合併し、新生福島市がスタートしました。

平成 30 年 4 月 1 日には中核市に移行し、令和 5 年 3 月末日現在、人口 26 万 9 千人を有する県都として、行政、交通、情報、教育、文化などの中枢管理機構が集中する広域的拠点としての役割を發揮しています。

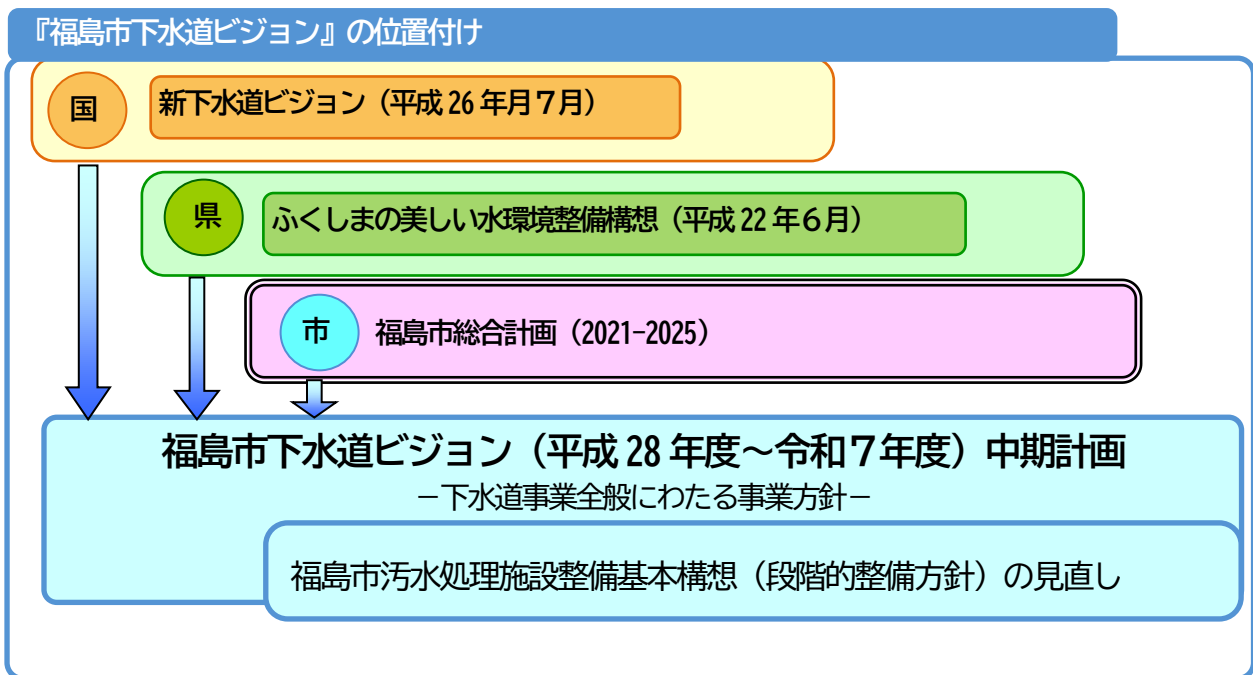
3. 福島市下水道ビジョン

(1) 主旨

福島市では、昭和38年から公共下水道整備を開始し、下水道処理人口は約18万人に達しました。しかし、公共下水道が未整備で接続できない人やまだ合併処理浄化槽を使用していない人が約2.9万人いるなど、汚水処理施設の普及拡大は重要な課題となっています。また、下水道建設開始から50年余が経過し、下水道施設の老朽化の課題や、少子高齢化・財政制約による下水道経営の課題、東日本大震災からの復旧及び更なる地震対策の推進など、取り組むべき課題も多様化しています。

このため、福島市下水道は『福島市総合計画』に示される将来構想の「次世代へ文化と環境をつなぐまち」を実現するため、「環境にやさしい美しいまちづくりを目指して」を基本理念とし、「美しいまち」「安全で安心なまち」「住み続けるまち」を3つの柱として位置付け、下水道の取り組み方針を明らかにした『福島市下水道ビジョン』を平成27年7月に策定しました。

この『福島市下水道ビジョン』は『福島市総合計画』等の関連計画と整合を図りながら、平成28年度～令和7年度の10年間の下水道事業全般にわたる事業内容を定めたものです。

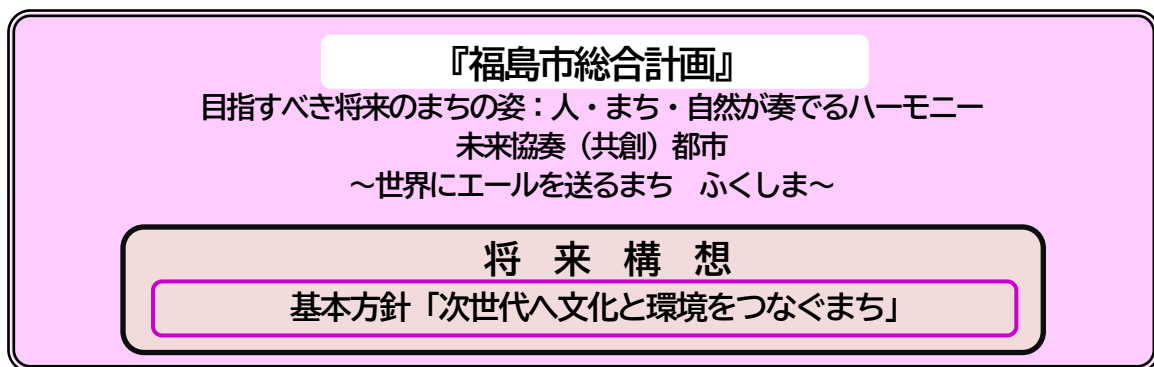


(2) 下水道ビジョンの基本理念と基本方針

福島市の総合計画（令和3年3月）では、概ね10年先を見据えた将来のまちの姿として「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～」を目指し、『福島市総合計画』の将来構想の「次世代へ文化と環境をつなぐまち」を実現するため、公共下水道等の整備推進が位置付けられています。

これを受け、福島市下水道ビジョンの基本理念を「環境にやさしい美しいまちを目指して」としました。これは、良好な自然環境や生活環境を保全し、豊かな住みよい環境を次世代に引き継ぐことを表現したものです。

また、「柱1 美しいまち」「柱2 安全で安心なまち」「柱3 住み続けるまち」を3つの柱として位置付け、下水道の取り組み方針を明らかにしました。



福島市下水道ビジョンの基本理念 「環境にやさしい美しいまちを目指して」

柱1 美しいまち（環境負荷低減のまちづくり）



「美しいまち」は、環境負荷低減のまちづくりを推進するものです。
汚水処理施設の普及拡大や、合流式下水道の改善事業による公共用水域の水質保全、下水道資源の有効利用による環境への負荷低減を目指すことを基本方針に定めました。

柱2 安全で安心なまち（防災・減災のまちづくり）



「安全で安心なまち」は、防災・減災のまちづくりを推進するものです。
頻発する大雨等に対応する雨水管理システムの構築、地震に強い下水道システムの構築により災害に強い安全なまちを目指すことを基本方針に定めました。

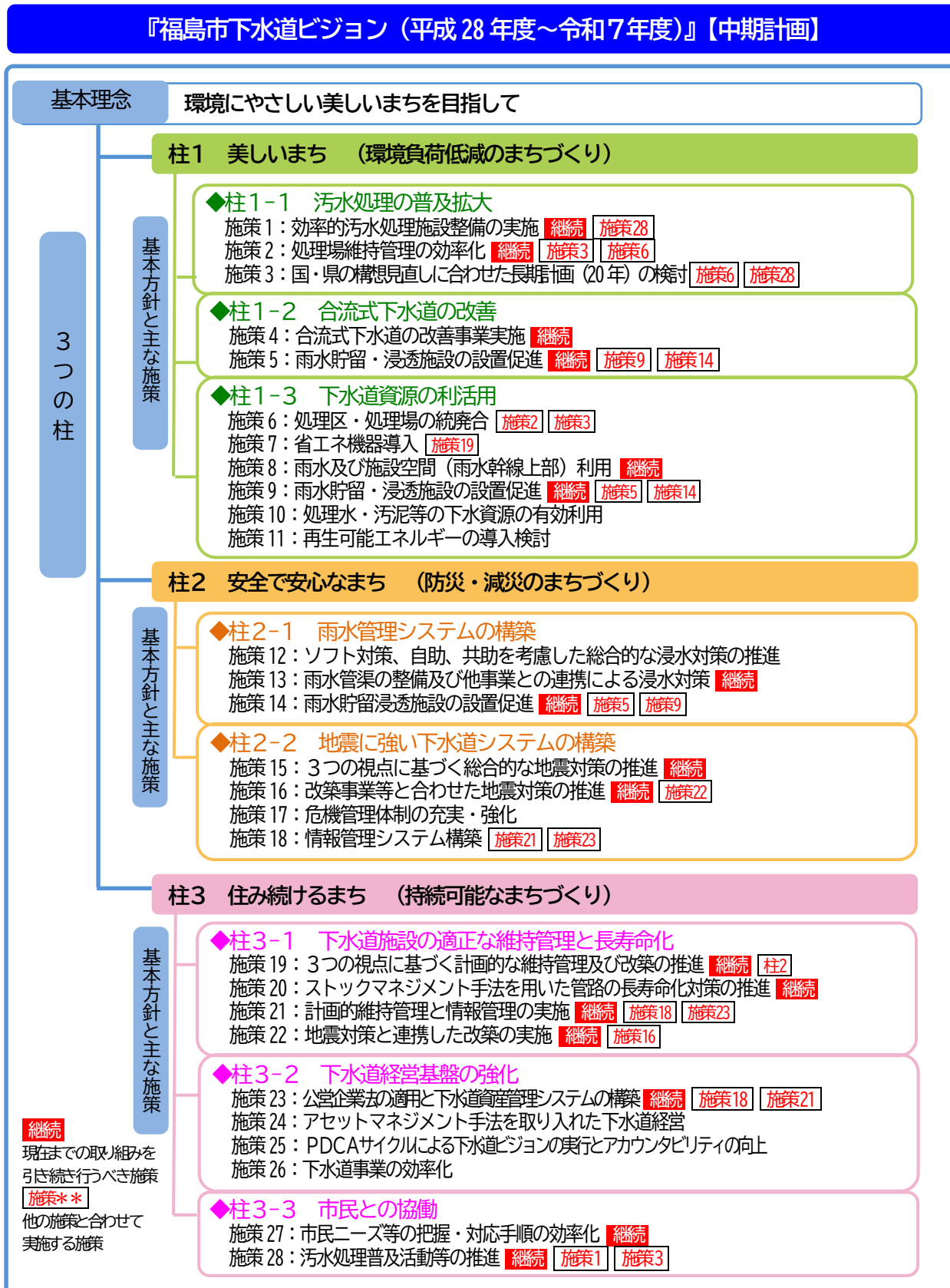
柱3 住み続けるまち（持続可能なまちづくり）



「住み続けるまち」は、持続可能なまちづくりを推進するものです。
下水道施設の適正な維持管理と長寿命化、効率的な経営手法の導入による下水道経営基盤の強化を行います。また、わかりやすい情報の提供や市民の下水道に対する理解により持続的な下水道事業を推進します。これらの施策により、将来に向け住み続けることができるまちを目指すことを基本方針に定めました。

(3) 事業項目と主な施策

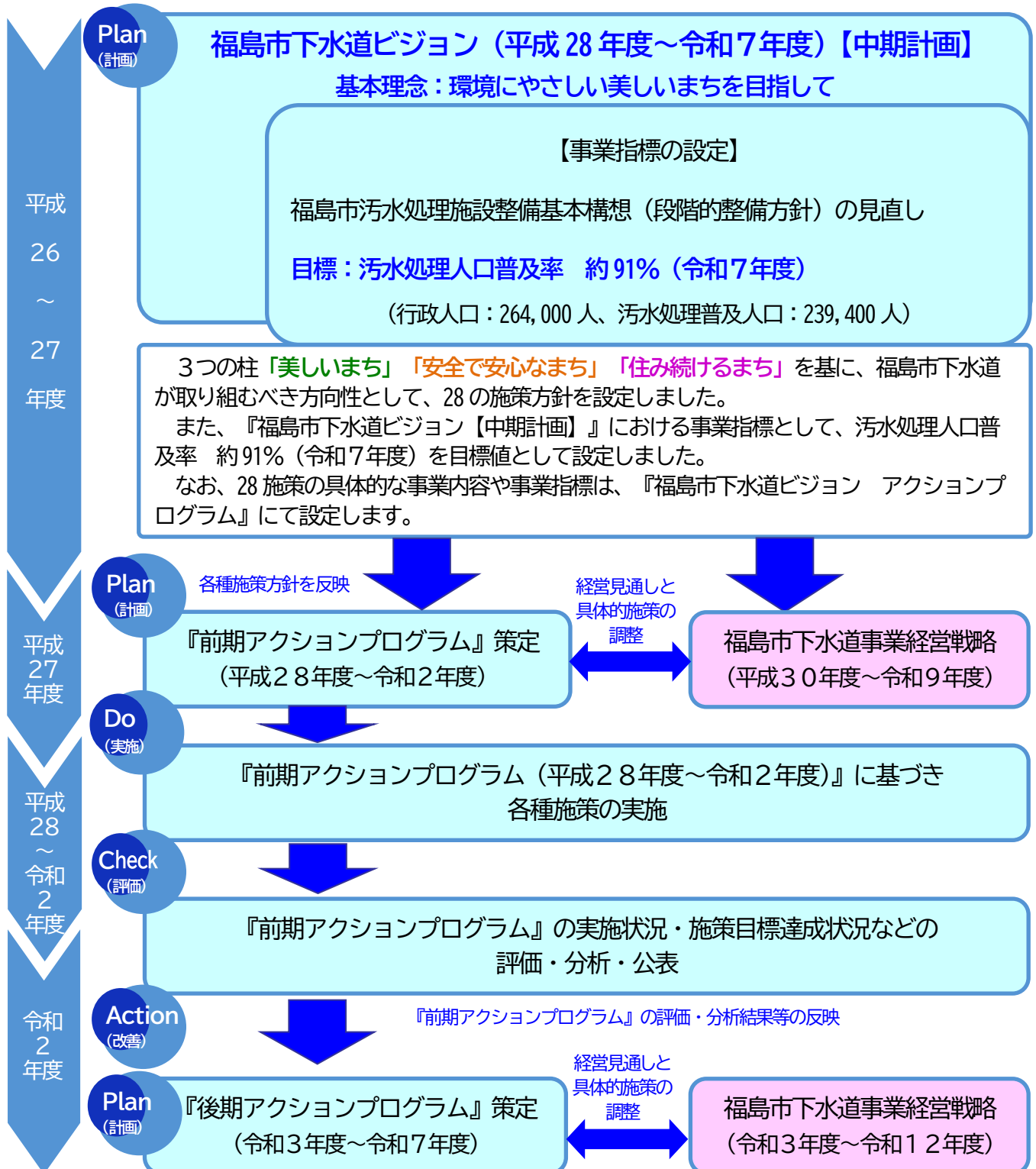
『福島市下水道ビジョン』では、第3章：福島市下水道事業の現状と課題や市民ニーズ・社会情勢変化を踏まえ、第4章に示す3つの柱ごとに、具体的な事業項目と28の施策を整理しました。



(4) 『下水道ビジョン』中期計画の実現に向けて

『福島市下水道ビジョン』に示す基本理念・基本方針を実現するために、『福島市下水道ビジョン前期アクションプログラム』を策定し、具体的な下水道施策内容を決定しました。

また、『福島市下水道ビジョン』を着実に実施し、「環境にやさしい美しいまち」を未来に渡って創り上げていくために、PDCAサイクルにより、①計画の構築 (Plan)、②事業の実施 (Do)、③目標達成状況の確認・検証 (Check)、④計画の改善 (Action) を行っています。

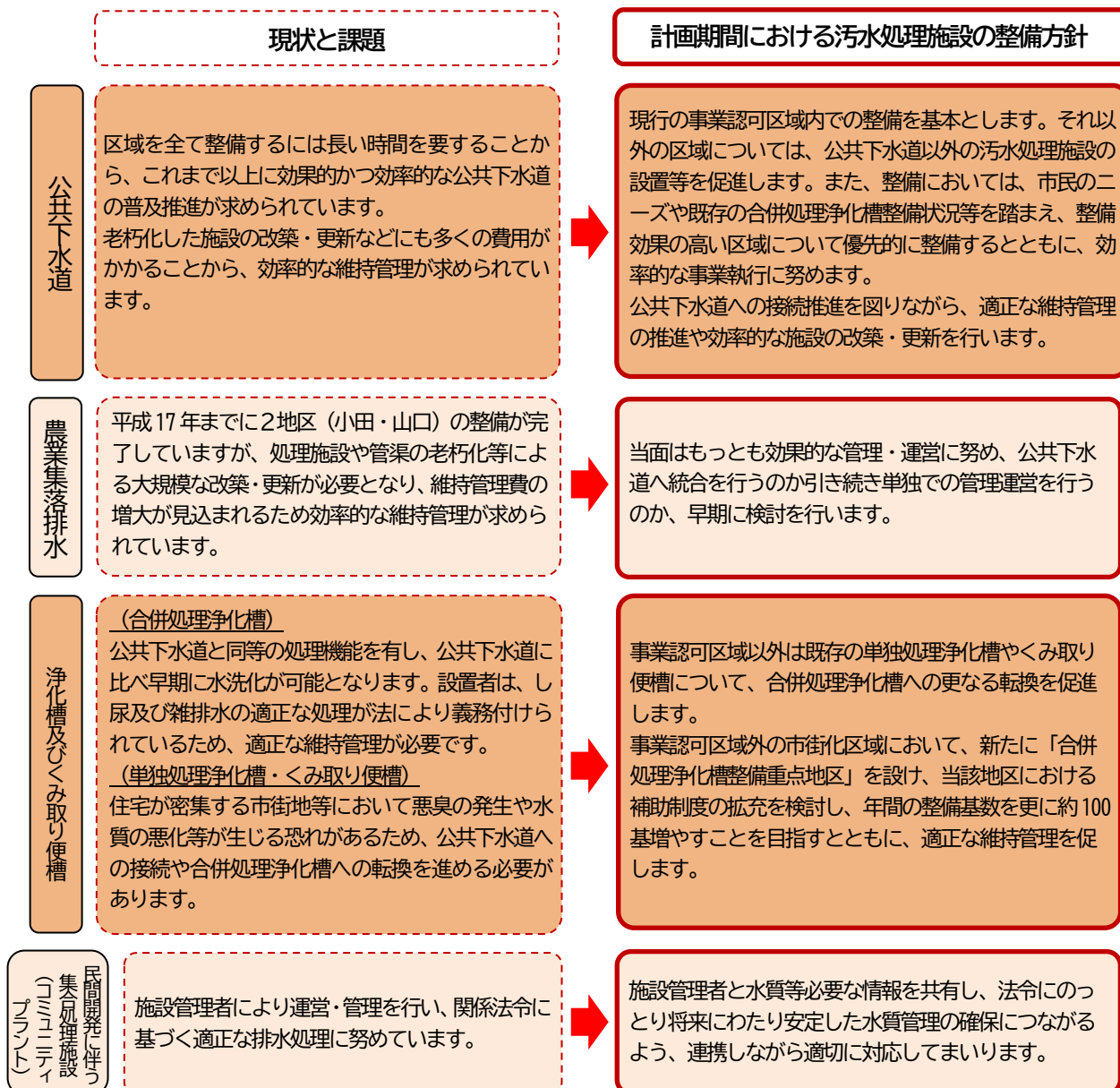


4. 福島市汚水処理施設整備等長期計画

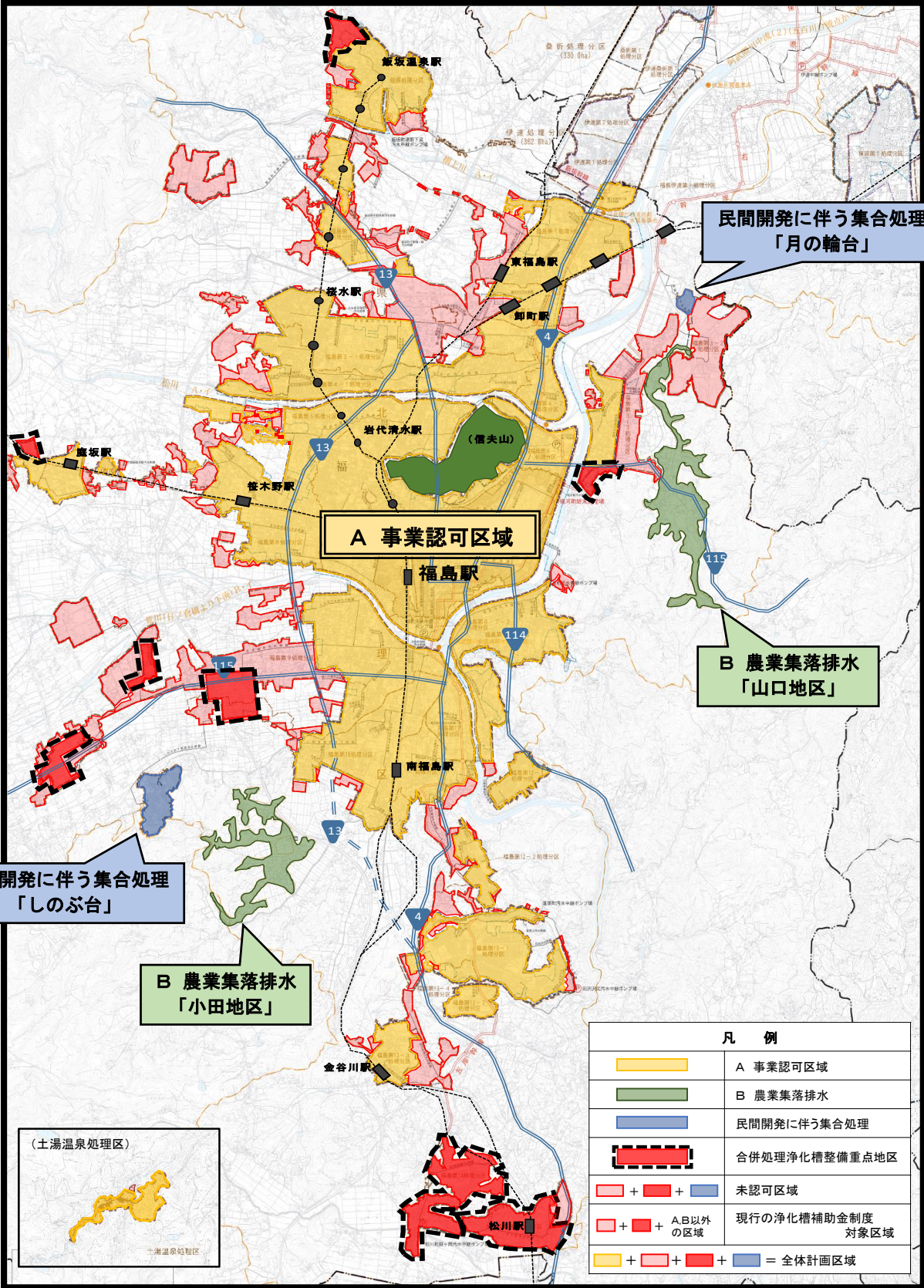
福島市では現在、市街化区域及び市街化区域に住宅地が連担する市街化調整区域を、福島市公共下水道全体計画区域（以下、「全体計画区域」という）と定めて事業を進めていますが、全体計画区域の整備を完了するには多くの費用と長い時間が必要になり、人口減少など急速な社会情勢の変化が予見される中で、下水道を始めとした汚水処理施設整備のあり方が問われていることから、より効率的な汚水処理施設の整備・管理運営を、適切な役割分担のもと計画的に実施していくため、「福島市汚水処理施設整備基本構想」を見直し、新たに「福島市汚水処理施設整備等長期計画（以下、「長期計画」という）を策定しました。

今後、汚水処理施設の整備を推進し、令和12年度までに「汚水処理人口普及率」95%以上を達成することで、将来にわたり、公衆衛生の向上による良好な生活環境を創出するとともに、河川等の公共用水域の水質保全に資することにより健全な水環境を維持していきます。

【汚水処理施設の整備目標】	令和元年度末 (基準年度)	令和8年度末 (短期目標)	令和12年度末 (中期目標)	令和22年度末 (長期目標)
汚水処理人口普及率	87.2%	92.2%	95.3%	100.0%



福島市汚水処理施設整備等方針図



凡 例	
	A 事業認可区域
	B 農業集落排水
	民間開発に伴う集合処理
	合併処理浄化槽整備重点地区
 + 	未認可区域
 + 	A,B以外の区域 現行の浄化槽補助金制度 対象区域
 + + + 	= 全体計画区域

5. 下水道事業の沿革

本市の下水道は、市制発足当時から急務とされていた上・下水道設備について大正2年2月、「福島市水理調査規程」が議決され、大正8年4月に内務省の築造認可を得て、翌9年7月から工事に着手しました。それは市内を14の排水区分け、排水の完全を期すためこれまでの水路を利用して、要所には制水門を設けて暴水防御・分水締切・消火用貯水締切など非常用に備えるとともに水量調整をはかりました。工事は大正13年3月に完成し、現在の完全暗きよ方式による下水道工事がなされるまで下水を流していました。

昭和33年4月下水道法改正で「都市環境の改善を図り、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的として合流式下水道を前提とした都市内の浸水防除、都市内環境整備に重点が置かれたことにより、本市は、昭和35年4月水道部に下水道調査室を新設し、これまでの下水道施設を根本的に改め、暗きよによる公共下水道計画を立てる基本調査を開始しました。

昭和38年7月福島駅を中心とした旧市街地594haを計画区域とした福島都市計画公共下水道事業計画の認可を受け、同年11月合流式下水道による公共下水道築造事業に着手しました。

昭和44年9月公共下水道事業認可変更により、堀河町終末処理場建設工事に着手し、昭和46年11月から処理場の運転を開始し、昭和48年12月から現在の標準活性汚泥法による高級処理を開始しました。

昭和45年12月下水道法の一部改正により、その目的に「公共用水域の保全に資する」という一項が加えられたほか、流域別下水道整備総合に関する規定、流域下水道に関する規定などが整備されたので、福島県は昭和47年度に阿武隈川流域別下水道整備総合計画調査を行い、下水道整備に関する基本計画を策定し、昭和58年2月阿武隈川流域別下水道総合計画の承認を得て、阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）事業に着手しました。

本市は昭和60年度この計画を基に福島市流域関連公共下水道基本計画を策定し、昭和62年9月事業認可を受け、工事に着手しました。

平成8年4月国見町にある県北浄化センターの運転が開始され、福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町及び国見町の流域関連公共下水道を供用開始しました。その後、県の進める流域下水道事業と本市の進める流域関連公共下水道事業を計画的に推進し、計画処理区域面積、計画処理人口の拡大と下水道普及率の向上に努めています。

また、市街化区域外の下水道事業として、豊かな自然環境を保全するため、一級河川荒川の上流に位置する土湯温泉町において、平成3年12月に認可を得て事業を実施した土湯温泉町特定環境保全公共下水道は、平成7年10月に一部下水道の供用を開始して、現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っています。

そうした中、事業の透明性向上を図るとともに、財務諸表作成に伴う「経営分析」、「経営課題の把握、経営計画策定」、「経営改善・効率化」のサイクルを繰り返すことにより、経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を行うことを目的に、平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用しました。

現在、公共下水道基本計画面積のうち単独公共下水道（合流）467ha、流域関連公共下水道4,335ha（うち467haは今後予定されている流域下水道への切り替えの為に、単独下水道区域を重複して編入した分）及び土湯温泉町特定環境保全公共下水道20haを合わせて4,355haの事業認可を受け、令和5年3月31日現在で、91.1%にあたる3,968haが整備済みとなっています。また、下水道普及率は、67.3%と全国平均普及率80.6%（令和5年3月31日現在）に比べ低い水準にあります。

本市では、自然との共生をめざし、住環境の向上や河川などの水質保全、快適生活環境の確保を図るため下水道計画区域外の生活排水処理として、地域に応じて農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業を計画的に進めています。

一方、市街地における雨水の浸水防除のため、公共下水道（雨水渠）、都市下水路の整備や雨水排水ポンプ場の建設などを計画的に進めており、現在は単独公共下水道（合流）467ha、流域関連公共下水道2,808haの合わせて3,275haの事業認可を受け、令和5年3月31日現在で、54.3%にあたる1,778haが整備済みとなっております。

また、河川事業との連携により、本市の中央に位置する信夫山の南方を流れる祓川の浸水被害防止とともに良好な水辺景観の創造、親水性の増進を目的に、平成3年10月「祓川下水道水緑景観モデル事業」の事業認可を取得し、平成14年から「都市水環境整備下水道」として事業継承し、平成16年1月に事業を完了しています。

〈下水道事業〉

下 水 道 事 業 年 表		
	福島市	その他
1884 (明治 17)		東京都神田にヨーロッパ式の近代下水道建設着工
1899 (// 32)		東北で初めて仙台市が下水道に着手
1900 (// 33)		旧下水道法、汚物掃除法制定
1918 (大正 7)		東京市で初めて都市計画法制定による下水道受益者負担金を徴収
1919 (// 8)	旧下水道法による事業認可を得て簡易溝渠に着手	
1924 (// 13)	簡易溝渠完成	
1948 (昭和 23)		水道行政改革、上下水道は、建設省・厚生省両省所管
1955 (// 30)		水道行政改革、上水道は厚生省、下水道は建設省所管
1957 (// 32)		水道行政三分割の閣議決定により、建設省計画局に初めて「下水道課」設置、終末処理場は厚生省所管
1958 (// 33)		新下水道法、水質保全法制定、工場排水法
		旧平市(現いわき市)、郡山市、公共下水道事業認可
1960 (// 35)	水道部に下水道調査室を設置	
1961 (// 36)		建設省計画局下水道課が同省都市局下水道課に移る
1963 (// 38)	臨時下水道事務所及び下水道係を新設 建設部に下水道課新設(庶務係、工務係) 公共下水道事業認可及び着手(*1)	
1967 (// 42)	福島市下水道条例制定	下水道法の一部改正(下水道行政の建設省一元化)、公害対策基本法制定
1968 (// 43)	南部排水区(陣場町、万世町ほかの各一部)21.726haを事業認可(*2)	
1969 (// 44)	堀河町終末処理場工事認可及び着手	
1970 (// 45)	南部排水区(五月町、中町ほか)79.983haを事業認可(*3)	下水道法の一部改正(公共用水域の水質保全)、水質汚濁防止法制定
1971 (// 46)	堀河町終末処理場処理開始(簡易処理) 建設部下水道課に出先機関として終末処理場を新設 1課4係	建設省都市局、下水道部を発足
1972 (// 47)	終末処理場を庶務係分室に改編 1課2係1分室 堀河処理区(新浜町、松木町ほか)314.773haを事業認可(*4)	
1973 (// 48)	建設部下水道課に下水道管理係を新設 1課3係1分室 堀河町終末処理場高級処理開始	会津若松市、公共下水道事業認可
1974 (// 49)	阿武隈川上流東北流域下水道促進協議会設立(福島市ほか5町)	
1976 (// 51)		下水道法の一部改正(悪質下水の規制強化)
1978 (// 53)	組織改正、建設部下水道浄化センターを課制とし4係新設 2課7係 7月 渡利、泉、南沢又、森合及び野田町地区406haを事業認可(*5)	
1979 (// 54)		福島県、土木部に下水道課新設
1981 (// 56)	組織改正、建設部下水道浄化センターを下水道課分室とし、庶務係を廃止 1課1分室6係	
1983 (// 58)	阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)事業認可 荒川左岸沿線及び信夫山周辺73haを事業認可(*6)	
1984 (// 59)	阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)処理場用地買収	
1986 (// 61)	阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)事業着手 8.5水害	
1987 (// 62)	組織改正、都市開発部を新設、建設部下水道課を都市開発部下水道事務所へ移し(組織名変更)、下水道管理課・下水道建設課を新設 1所2課1分室6係 流域関連公共下水道事業認可及び着手 小倉寺、御山、泉、南沢又及び福島西土地区画整理事業施行区域地区367ha(*7)、北沢又、鎌田、瀬上町、宮代、北矢野目、南矢野目、笹谷、飯坂町、飯坂町中野、飯坂町湯野地区467haを事業認可(*8) 都市開発部下水道事務所下水道建設課工務第2係新設 1所2課1分室7係	
1988 (// 63)		福島県下初の流域下水道、阿武隈川上流流域下水道(県中処理区)が通水開始 消費税法が成立、下水道も課税対象

〈下水道事業〉

下 水 道 事 業 年 表		
	福島市	その他
1989 (平成 元)	下水道部を新設、都市開発部下水道事務所を下水道部に移し、下水道浄化センターを課制とし、下水道管理課に業務係を新設 1部3課8係	
1990 (" 2)	笹木野、八島田及び福島中央土地区画整理事業施行区域地区254ha(*9)、南町、郷野目、御山、南沢又、本内、丸子、方木田及び飯坂町湯野地区593haを事業認可(*10) 堀河町雨水ポンプ場完成	政府は、今後10年間の総投資額430兆円とする公共投資基本計画を了承
1991 (" 3)	組織・機構改革、終末処理場管理業務を24時間勤務から日勤体制に施設管理部門の一元を図ると共に課名変更 1部3課9係(下水道総務課、下水道建設課、下水道管理センター) 土湯温泉町特定環境保全公共下水道認可(*17) 公共下水道事業変更認可(祓川下水道水緑景観モデル事業)	第7次下水道整備5ヵ年計画(H3~H7)閣議決定
1992 (" 4)	土湯温泉町特定環境保全公共下水道工事着手	
1993 (" 5)	祓川下水道水緑景観モデル事業工事着手 下釜雨水ポンプ場完成	公害対策基本法に代わり環境基本法制定
1995 (" 7)	土湯温泉町浄化センター完成 土湯温泉町特定環境保全公共下水道の一部供用開始	
1996 (" 8)	郷野目雨水ポンプ場完成 福島県、東北浄化センター(国見町)完成 阿武隈川上流域下水道(東北処理区)一部供用開始	第8次下水道整備5ヵ年計画(H8~H12)閣議決定
1997 (" 9)	鳥谷野、黒岩、伏拝、南向台、桜台及び蓬萊地区397haを事業認可(*11)	
2000 (" 12)	渡利雨水ポンプ場完成	
2001 (" 13)	飯坂町湯野、飯坂町平野、宮代、八木田、吉倉、方木田、大森、郷野目、太平寺、黒岩、伏拝、永井川、清水町、光が丘及び金谷川地区356haを事業認可(*12)	省庁再編により建設省都市局が国土交通省都市・地域整備局に名称変更
2003 (" 15)	組織・機構改革、汚水処理の一元化を図り、農政部より農業集落排水事業、環境部より浄化槽設置整備事業を統合し、下水道建設課に集落排水係を新設。下水道総務課の排水設備係を普及推進係に名称変更 1部3課10係 4月 飯坂町平野、宮代、方木田、大森、永井川、あさひ台団地、清水町、蓬萊町及び松川町関谷地区121haを事業認可(*13) 第6-1、第6-2、第8処理分区555haを単独公共下水道から流域関連公共下水道に事業認可切替	
2004 (" 16)	福島刑務所20haを事業認可(*14)	
2006 (" 18)	下水道建設課の集落排水係を建設第三係に名称変更 宮代、南沢又、八木田、方木田、郷野目及び太平寺地区219haを流域関連公共下水道事業認可(*15)	
2007 (" 19)	組織・機構改革、下水道管理センター管理第一係と管理第二係を統合し施設管理係を新設、管理第三係を管路管理係に名称変更 1部3課9係	
2008 (" 20)	11月 飯坂町、飯坂町平野、町庭坂、仁井田、八木田、吉倉、方木田、永井川、大森、成川及び田沢地区227haを流域関連公共下水道事業認可(*16)	
2010 (" 22)	3月 単独公共下水道変更認可	
2011 (" 23)	3月11日 東日本大震災により下水道施設に被害	
2012 (" 24)	6月 飯坂町、飯坂町平野、北沢又、町庭坂、永井川、松川町関谷、岡部及び単独公共下水道区域の合計687haを事業計画区域に追加(*18)	
2016 (" 28)	4月 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法一部(財務規定等)適用 組織・機構改革、下水道部を下水道室に改編し、都市政策部に編入 1室3課9係	
2017 (" 29)	3月 飯坂町外17地区の合計15haを事業計画区域に追加(*19)	

(注)表中(*)は、P.13「公共下水道の都市計画決定・事業認可の経緯」参照のこと

〈下水道事業〉

下 水 道 事 業 年 表		
	福島市	その他
2020 (令和 2)	阿武隈川上流県北流域下水道促進協議会解散(5月31日付け) 後継組織として、阿武隈川上流県北流域下水道連絡協議会設立 (6月1日付け。福島市ほか1市2町)	
2021 (# 3)	組織機構改正、下水道総務課普及推進係を分割、係再編。普及推進係の接 続推進・普及業務を業務係に移管し、普及業務係に名称変更。浄化槽係を 新設し、普及推進係の浄化槽業務を移管。普及推進係の排水設備関連業務 を、下水道管理センターの管路管理係に集約。下水道建設課の建設第一係 ～第三係を、建設第一係と建設第二係の2係制に整理統合。1室3課8係	
2022 (# 4)	3月 飯坂町平野外8地区の合計6haを事業計画区域に追加(*20)	

6. 阿武隈川上流流域下水道の都市計画決定・事業認可の経緯

事業	順番	都市計画決定		事業認可				
		決定告示年月日番号	計画面積 ha (2市2町)	計画面積 ha (福島市分)	下水道法 事業認可年月日番号	都市計画法事業認可 告示年月日番号	計画面積 ha (2市2町)	計画人口人 (2市2町)
					昭和58年2月28日 建設省福都下流発第7号	流域別下水道整備総合計画承認		
流 域 下 水 道	1	昭和57年9月28日 福島県告示第1321号	5,280	4,243	昭和58年7月4日 建設省福都下流発第2号	昭和58年7月15日 建設省告示第1288号	308	18,360
	2	昭和61年9月2日 福島県告示第1485号	5,792	4,668	昭和61年9月9日 建設省福都下流発第3号	昭和61年9月30日 建設省告示第1585号	510	26,410
	3	平成2年2月20日 福島県告示第180号	管渠等変更		平成2年3月1日 建設省福都下流発第1号	平成2年3月22日 建設省告示第575号	1,298	59,131
	4	平成6年7月8日 福島県告示第627号	5,990	4,846	平成6年7月21日 建設省福都下流発第5号	平成6年8月2日 建設省告示第1734号	1,298	59,131
	5	平成7年2月28日 福島県告示第23号	管渠の変更		平成7年3月1日 建設省福都下流発第1号	平成7年3月20日 建設省告示第272号	1,298	59,131
	6	平成8年5月31日 福島県告示第511号	6,075	4,910	平成8年7月18日 建設省福都下流発第8号	平成8年8月6日 建設省告示第1641号	1,952	86,517
	7	平成10年10月2日 福島県告示第887号	管渠の変更		平成10年11月18日 建設省福都下流発第9号	平成10年11月18日 建設省福都下流発第10号	管渠ルート 変更	86,517
	8				平成11年5月31日 建設省福都下流発第4号	—	(保原町拡大)	87,897
	9	平成11年11月12日 福島県告示第997号	浄化センター 敷地減		平成11年12月7日 建設省福都下流発第8号	平成11年12月7日 建設省福都下流発第9号	浄化センター 敷地減	87,897
	10	平成13年1月19日 福島県告示第57号	36,084	4,910	平成13年3月23日 国東整都住第93号	平成13年3月9日 国東整計建都福第15号	左岸幹線南伸	135,490
	11				平成14年10月21日 国東都住第148号	平成14年9月10日 国東整計建都第1号	右岸幹線追加	175,070
	12	平成16年1月9日 福島県告示第17号	管渠ルート 変更					
	13				平成16年3月31日 国東整都住第444号	平成16年3月31日 国東整計建都福第24号	3,976	175,090
	14	平成17年4月8日 公告第219号	管渠ルート 変更		平成17年2月25日 国東整都住第228号	—	4,018	176,090
	15				平成18年4月28日 国東整都住第344号	平成18年4月28日 国東整計建都福第24号	4,237	185,330
	16				平成20年10月24日 国東整都住第116号	平成20年10月24日 国東整計建都福第2号	4,540	201,710
	17				平成24年2月24日 国東整都住第260号	平成24年2月27日 国東整計建都福第5号	5,264	227,240
	18				平成29年3月3日 国東整都住第56号	平成29年2月13日 国東整計建都福第8号	5,289	224,810
	19				令和2年3月31日 元都第1448号	—	5,312	226,880
	20				令和4年2月24日 3都第1285号	令和3年12月23日 国東整計管都福第10号	5,341	214,760

〈下水道事業〉

7. 公共下水道の都市計画決定・事業認可の経緯

事業	順番	都市計画決定			事業認可				
		決定告示年月日番号	計画面積 ha	計画人口 人	下水道法 事業認可年月日番号	都市計画法 事業認可告示年月日番号	計画面積 ha	計画人口 人	備考 (年表中)
単 独 公 共 下 水 道	1	昭和38年3月30日 建設省告示第1061号	(594.48) 594.48	(76,000) 76,000	昭和38年7月4日 建設省福都第162号	昭和38年9月6日 建設省告示第2303号	177.998	25,000	*1
	2	昭和41年3月31日 建設省告示第1120号	管渠の変更		昭和41年3月25日 建設省福都第70号	昭和41年3月31日 建設省告示第1120号	管渠の変更		
	3	昭和43年3月30日 建設省告示第988号	管渠の変更		昭和42年12月13日 建設省福都下発第6号の2	昭和43年3月30日 建設省告示第988号	199.724	29,400	*2
	4				昭和44年9月29日 建設省福都下発第13号の2				終末処理場 着手
	5				昭和45年10月20日 建設省福都下発第8号の2	昭和45年9月8日 福島県告示第908号	279.707	41,000	*3
	6		(1,024.48)	(118,000)	昭和47年8月4日 建設省福都下事第15号	昭和47年8月15日 福島県告示第775号	594.48	76,000	*4
	7	昭和51年10月20日 福島市告示第211号			昭和52年2月2日 建設省福都下公発第1号	昭和52年6月14日 福島県告示第693号			管渠等変更
	8	昭和53年4月21日 福島市告示第37号	(1,000) 1,000	(104,600) 104,600	昭和53年6月1日 建設省福都下公発第17号	昭和53年7月14日 福島県告示第946号	1,000	104,600	*5
	9	昭和58年2月23日 福島市告示第24号	(1,140) 1,073	(90,300) 86,300	昭和58年3月16日 建設省福都下公発第1号	昭和58年4月30日 福島県告示第588号	1,073	86,300	*6
	10	昭和62年8月10日 福島市告示第131号	(2,058) 1,768	(102,140) 96,380	昭和62年9月17日 建設省福都下公発第10号	昭和62年9月29日 福島県告示第1253号	1,440	80,970	*7
	11	平成2年11月2日 福島市告示第154号	管渠の一部 廃止		平成2年5月9日 建設省福都下公発第5号	平成2年7月13日 福島県告示第755号	1,694	90,190	*8
	12	平成3年7月11日 福島市告示第86号	管渠の変更		平成3年12月6日 建設省福都下公発第15号	平成3年12月10日 福島県告示第1165号			管渠の変更
	13	平成6年7月8日 福島市告示第93号	ポンプ場の 追加	(103,050) 97,290	平成8年7月16日 建設省福都下公発第15号	平成8年7月30日 福島県告示第699号			ポンプ場の 追加
	14	平成12年7月26日 福島市告示第116号	管渠・ポンプ 施設の変更						
	15				平成13年3月30日 福島県指令下第99号	平成13年3月30日 福島県告示第345号	1,021	57,480	
	16				平成18年3月28日 福島県指令都第1062号	平成18年3月28日 福島県告示第309号	467	23,580	
	17				平成22年3月31日 福島県指令都第1778号	平成22年4月9日 福島県告示第271号	(493) 467	(25,609) 23,580	
	18				平成26年3月18日 福島県25都第1807号	平成26年3月28日 福島県告示第211号	(493) 467	(25,609) 23,580	
	19				平成28年3月29日 福島県27都第1748号 令和3年3月1日 2都第1316号	平成28年3月29日 福島県告示第226号 令和3年3月16日 福島県告示第298号			事業期間 の延長 事業期間 の延長
	流 域 関 連 公 共 下 水 道	1	昭和62年8月10日 福島市告示第131号	(4,742) 2,900	(154,940) 118,110	昭和62年9月17日 福島県指令下第167号	昭和62年9月29日 福島県告示第1252号	467	20,910
2		平成2年11月2日 福島市告示第131号	管渠等変更		平成2年5月9日 福島県指令下第91号	平成2年7月13日 福島県告示第756号	1,060	47,720	*10
3					平成3年4月5日 福島県指令下第62号	平成3年4月5日 福島県告示第365号			管渠の変更
4		平成6年7月8日 福島市告示第93号	(4,852) 3,078	(157,200) 121,720					
5		平成8年5月31日 福島市告示第73号	(4,852) 3,142	(159,130) 127,850	平成9年3月27日 福島県指令下第90号	平成9年4月4日 福島県告示第369号	1,457	64,237	*11
6		平成12年7月26日 福島市告示第116号	管渠・ポンプ 施設の変更						
7		平成13年1月9日 福島市告示第11号	接続点・管渠の変更・ ポンプ場の廃止						
8		平成13年4月10日 福島市告示第66号	(4,852) 3,228						
9					平成13年3月30日 福島県指令下第111号	平成13年4月13日 福島県告示第393号	2,486	108,450	*12
10		平成14年4月5日 福島市告示第54号	5,042						
11					平成15年9月2日 福島県指令都第403号	平成15年9月2日 福島県告示第934号	3,162	146,450	*13
公 共 下 水 道	12	平成16年3月2日 福島市告示第54号	5,062						
	13				平成16年5月7日 福島県指令都第97号	平成16年5月14日 福島県告示第585号	3,182	146,450	*14
	14	平成17年4月14日 福島市告示第72号	5,095						
	15				平成18年6月13日 福島県指令都第172号	平成18年6月13日 福島県告示第527号	3,401	155,690	*15
	16				平成20年11月20日 福島県指令都第1601号	平成20年11月28日 福島県告示第797号	3,628	168,310	*16
	17	平成24年6月18日 福島市告示第157号	5,217						
	18				平成24年6月27日 24都第322号	平成24年7月20日 福島県告示第361号	注1 4,315	195,020	*18
	19	平成26年3月27日 福島市告示第69号	5,215						
	20				平成29年3月7日 28都第1591号	平成29年3月21日 福島県告示第229号	4,329	192,760	*19
	21				令和4年3月18日 3都第1375号	令和4年3月18日 福島県告示第178号	4,335	183,090	*20
公 共 土 湯 下 境 水 保 道 全 町	1				平成3年12月5日 福島県指令下第336号		20	5,130 定住 930	*17
	2	平成5年11月5日 福島市告示第163号	(20) 20	5,130 定住 930	平成6年3月11日 福島県指令下第57号	平成6年3月11日 福島県告示第264号			処理場の 位置変更
	3				平成9年3月25日 福島県指令下第76号	平成9年3月25日 福島県告示第314号			事業期間 の延長
	4				平成13年3月30日 福島県指令下第101号	平成13年3月30日 福島県告示第346号			事業期間 の延長
	5				平成23年8月18日 福島県指令都第484号	平成23年8月30日 福島県告示第419号			事業期間 の延長
	6				平成29年3月10日 28都第1624号				点検・調査 頻度の記載
	7				令和3年3月1日 2都第1317号	令和3年3月16日 福島県告示第299号			事業期間 の延長

● 面積、人口は福島市分のみ／()は福島市の将来全体計画値

注1 単独公共下水道467haを含む

8. 下水道事業計画

(1) 処理計画、事業費、事業年度

区 分	全 体 計 画 区 域		事業計画区域		事業費 (千円)	事業年度
	面 積 (ha)	人 口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
単独公共下水道	6,275 (雨水6,275)	231,000	493 (合流 467)	25,609	70,440,222	S38年～R7年 (63か年)
流域関連公共下水道			4,335 3,868 (流域) (雨水2,808) 467 (合流)	183,090 157,481 (流域) 25,609 (単独)	113,763,900	S62年～R8年 (40か年)
土湯温泉町特定環境 保全公共下水道	20	400	20	400	3,824,103	H3年～R7年 (35か年)
計	6,295	231,400	4,355 (雨水3,275)	183,490	188,028,225	

※流域関連公共下水道の面積・人口には単独公共下水道の分を重複して含んでいる。

(2) 設計基準

区 分	下 水 量 基 準 (家 庭 汚 水 量)						
	雨 水				汚 水		
	降雨強度	確率年	算定方式	流出係数 (平均)	1人1日 平均量	1人1日 最大量	時 間 最大量
単独公共下水道	44.3mm/時	10年	$\frac{3,647}{t+22.3}$	0.5～0.7	420ℓ	540ℓ	770ℓ
流域関連公共下水道	44.3mm/時	10年	$\frac{3,647}{t+22.3}$	0.5～0.7	335ℓ	405ℓ	580ℓ
					※合流区域		
					335ℓ	425ℓ	610ℓ
土湯温泉町特定環境 保全公共下水道	—	—	—	—	340ℓ	410ℓ	760ℓ

※ t = 流入に要する時間

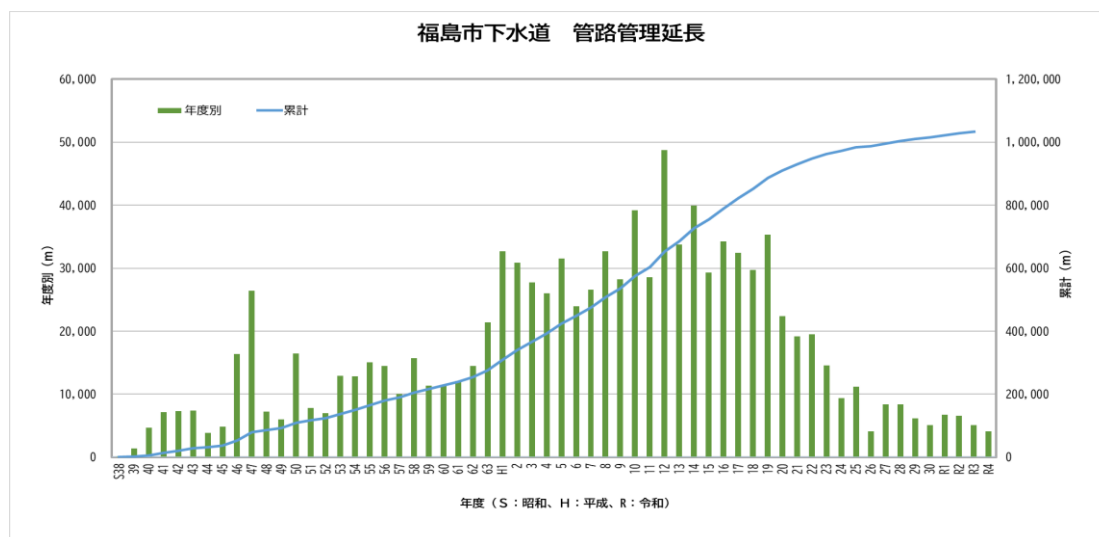
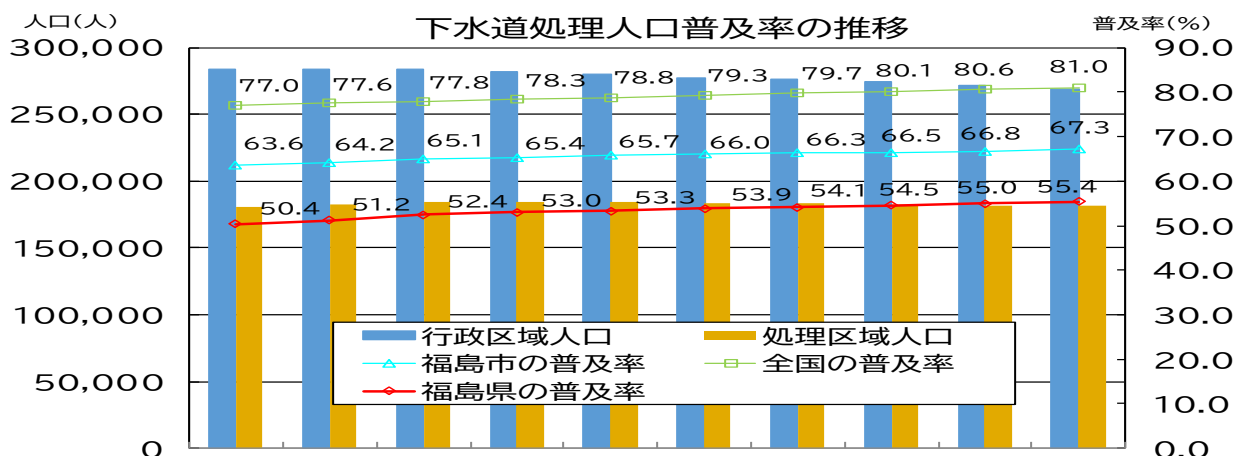
(3) 汚水排除方法

処 理 区	排 除 方 式	排 除 面 積			処 理 方 式
		合流式区域	分流式区域	計	
堀河処理区	合流式	467ha (493ha)	—	467ha (493ha)	標準活性汚泥法
県北処理区	分流式	—	3,868ha	3,868ha	標準活性汚泥法
土湯処理区	分流式	—	20ha	20ha	単槽式嫌気好気活性汚泥法
計		467ha (493ha)	3,888ha	4,355ha (493ha)	

9. 下水道事業整備状況 (汚水)

(1) 整備状況

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
A	行政面積 (ha)	76,772	76,772	76,772	76,772	76,772	
B	行政世帯 (世帯)	122,379	123,153	123,782	124,095	124,575	
C	行政人口 (人)	277,571	276,006	274,297	271,798	269,363	住民基本台帳人口
D	市街化区域面積 (ha)	5,043	5,043	5,043	5,043	5,043	
E	市街化区域人口 (人)	213,051	211,850	210,538	208,620	209,076	
F	人口集中地区区域面積 (ha)	4,001	4,001	4,072	4,072	4,072	
G	人口集中地区区域人口 (人)	181,163	180,142	179,026	177,395	176,299	
H	認可区域面積 (ha)	(20) 4,349	(20) 4,349	(20) 4,349	(20) 4,355	(20) 4,355	()土湯特環分:内数
I	認可区域人口 (人)	(400) 193,160	(400) 193,160	(400) 193,160	(400) 183,490	(400) 183,490	()土湯特環分:内数
J	整備区域面積 (ha)	(19) 3,902	(19) 3,917	(19) 3,933	(19) 3,955	(19) 3,968	()土湯特環分:内数
K	処理区域面積 (ha)	3,902	3,917	3,933	3,955	3,968	
L	処理区域内世帯 (世帯)	83,726	84,591	85,148	85,692	86,438	
M	処理区域内人口 (人)	183,062	183,051	182,414	181,603	181,234	
N	水洗化世帯 (世帯)	77,340	78,249	79,137	80,392	81,147	
O	水洗化人口 (人)	168,425	169,101	168,848	169,787	169,431	
	K/A (%)	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	
	K/D (%)	77.4	77.7	78.0	78.4	78.7	
	K/H (%)	89.7	90.1	90.4	90.8	91.1	
	整備率 (%) J/H	89.7	90.1	90.4	90.8	91.1	対認可達成率
	普及率 M/C (%)	66.0	66.3	66.5	66.8	67.3	※全国平均 81.0% 福島県平均 55.4%
	水洗化率 O/M (%)	92.0	92.4	92.6	93.5	93.5	



(2) 施設概要

① 堀河町終末処理場

堀河町終末処理場は、昭和44年9月29日認可変更を得て、同年12月16日建設工事に着手しました。昭和46年11月1日から下水処理（簡易処理）を開始し、昭和48年12月1日から標準活性汚泥法による高級処理を行っています。



● 概要

位 置	福島市東浜町9番11号				
放 流 先	阿武隈川				
敷地面積	32,899㎡ (衛生処理場11,093㎡併設)				
処理方式	標準活性汚泥法による高級処理				
排除方式	合流式				
供用開始	昭和46年11月(簡易処理) 昭和48年12月(高級処理)				
処理能力	処理水量	晴天時最大処理量 21,980m ³ /日			
		雨天時最大処理量 94,163m ³ /日			
	水 質	種 類	流入水	放流水	除去率
		BOD	220mg/ℓ	15mg/ℓ	約93%
SS	190mg/ℓ	20mg/ℓ	約89%		
処理区域面積 (R5.3.31現在)		493ha (合流467ha)			
処理区域人口 (R5.3.31現在)		21,241人			

● 処理水量

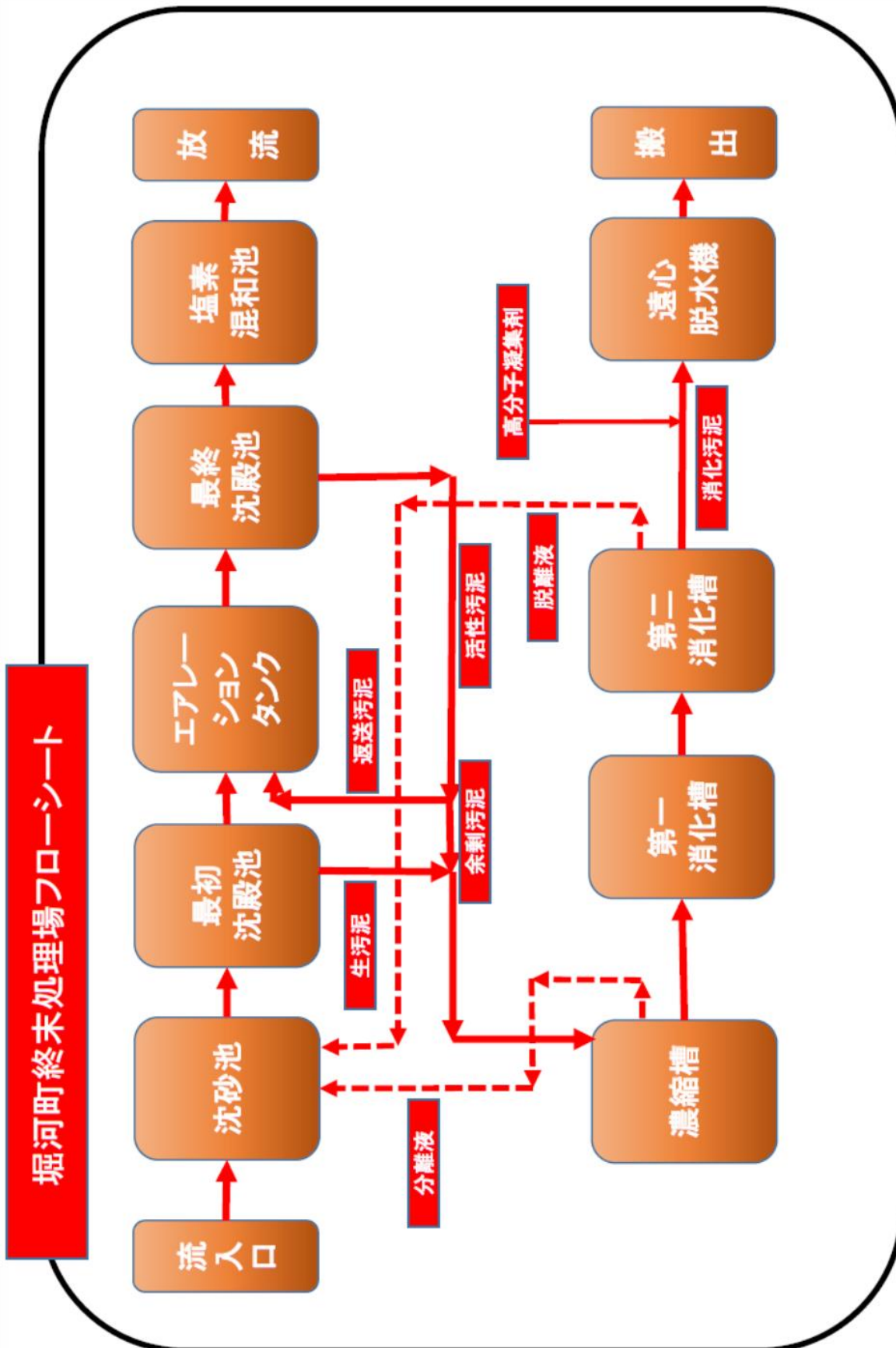
※()は晴天時

年度	区分	年間総処理水量 (m ³)	日平均処理水量 (m ³)	日最大処理水量 (m ³)
堀河町終末処理場	H30	5,366,847	(14,194) 14,704	(18,960) 19,793
	R元	5,565,060	(14,433) 15,205	(20,626) 22,086
	R2	5,273,900	(13,629) 14,443	(20,167) 22,501
	R3	5,400,075	(13,993) 14,790	(17,833) 21,125
	R4	5,141,217	(13,862) 14,085	(16,876) 17,499

● 水質状況

		令和2年度平均		令和3年度平均		令和4年度平均	
水 質 (mg/ℓ)	種 別	BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS
		合流流入水	133	79	107	76	121
	処 理 水	2.7	3.2	4.5	3.0	2.2	3.2
除 去 率 (%)		97.9	95.9	95.8	96.1	98.2	95.7

● 下水処理の工程



〈下水道事業〉

● 各施設の機能

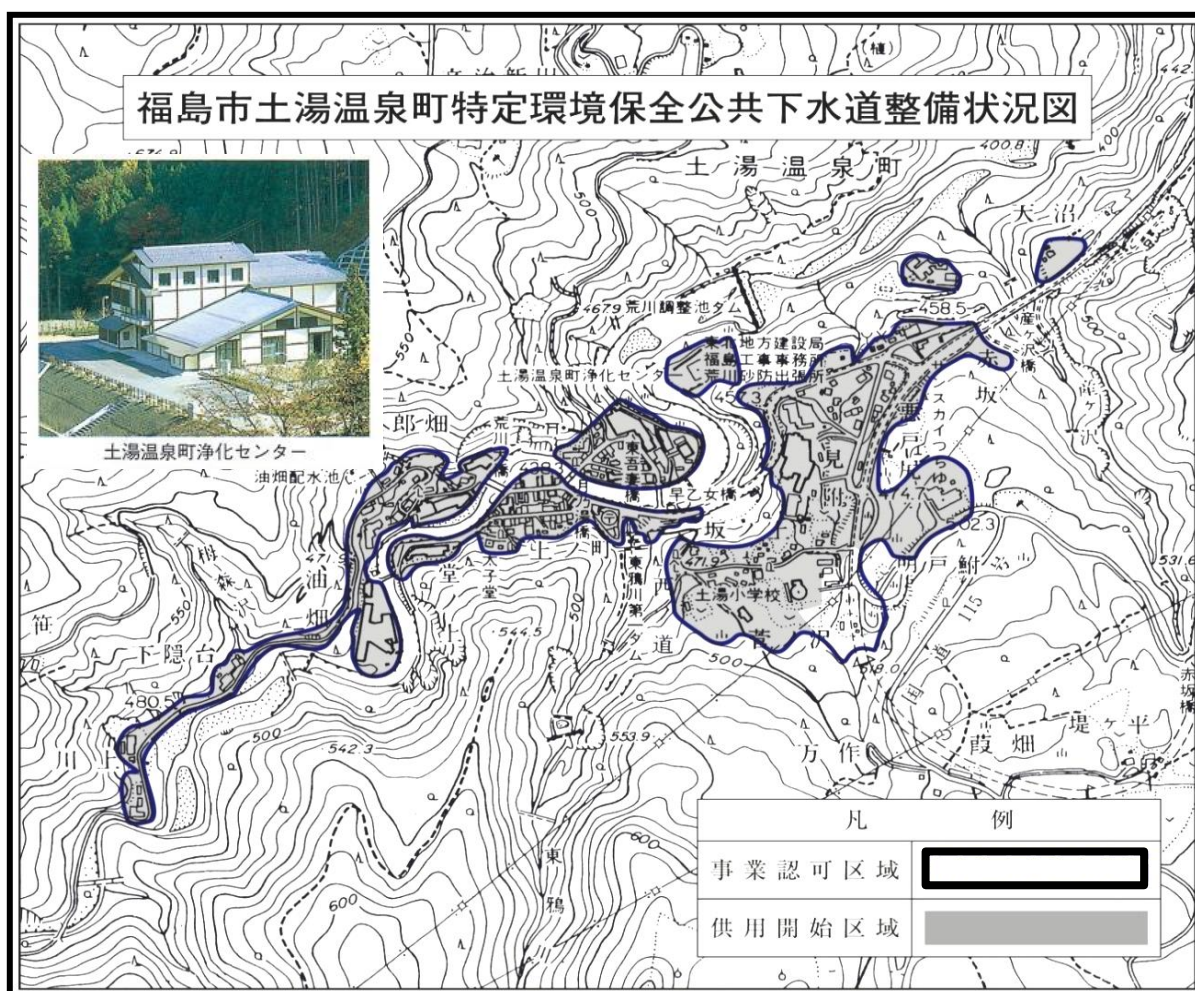
名 称	機 能	備 考
沈 砂 池	下水管の中を流れてきた下水は自動除塵機でゴミを取り除き、沈砂池の中をゆっくり流れる間に土砂が沈み、次にポンプ室に集まり汚水ポンプで最初沈でん池に送られます。沈でんした土砂類は水中ポンプで汲み上げ外に搬出します。	合流式 沈砂池 3池
最初沈でん池	ポンプで送られてきた下水をゆるやかに流し、下水中の固形物を沈めます。沈でんしたものを汚泥と呼んでいますが、かき寄せ機で集めポンプで引き抜いて汚泥処理施設へ送ります。	合流12池 (5.0m×22.0m×2.7m)
ばっ気槽 (エアレーションタンク)	最初沈でん池を通過してきた下水にこの槽で活性汚泥(好気性微生物を多量に含んだ汚泥)を混ぜ合せ、空気を吹き込んで5時間位ばっ気するとこの間に微生物は下水中の汚物を食べて繁殖し、汚物はフワフワした海綿状になって沈でんしやすくなります。	ばっ気槽 6池 (9.0m×72.0m×4.5m)
最終沈でん池	沈でんしやすくなった活性汚泥はここで沈み、きれいになった上澄みの水だけを滅菌池へ送ります。沈でんした活性汚泥の一部をばっ気槽に戻し、残りの余剰汚泥を汚泥処理施設へ送ります。	最終沈でん池 18池 (5.0m×26.0m×3.2m)
滅菌池	きれいになった処理水に、ここで次亜塩素酸ナトリウム液を注入して、処理水と混和接触させ、滅菌、消毒して阿武隈川に放流します。	
重力濃縮槽	沈でん池から送られてきた汚泥は水分が多くうすいので、この池で約14時間滞留させて底部に濃縮汚泥(含水率96%)を作ります。上部の分離液は沈砂池へ返送し生下水とともに浄化します。	濃縮槽 2基 (内径8.8m×水深4.0m)
機械濃縮槽	余剰汚泥に薬品と気泡を混ぜて強制的に浮上させ濃縮汚泥(含水率96%)をつくります。	濃縮槽 1基 (浮上面積12m ²)
第1消化槽	汚泥をボイラーの蒸気で35℃に加熱しながら攪拌すると、汚泥中の嫌気性微生物の好適な環境になり、これによって有機物の液状又はガス状への分解が活発に行われます。容積が小さくなると同時に悪臭の少ないものになります。	消化日数 31日 消化槽 2基
第2消化槽	第1消化槽から送られてきた汚泥は有機物の分解は活発ではないが消化汚泥と脱離液の分離が充分に行われます。発生したガスはガスタンクに送られ、槽の攪拌等に使われます。	(内径20.0m×深8.0m)
脱水機	濃縮、消化された汚泥に凝集剤を加え、脱水機(遠心式)により脱水します。	脱水機 2基 (遠心式2基)

② 土湯温泉町浄化センター

土湯温泉町は、一級河川荒川が流れる磐梯朝日国立公園に位置し、豊かな温泉資源に加え、土湯トンネルの開通等交通体系の充実により、周辺景勝地観光の拠点となっています。

そのため、河川等公共用水域への汚水流入の増加等による水質悪化も懸念されることから、特定環境保全公共下水道を整備することにより、自然環境の保全及び生活環境の改善を図り、健康で快適な観光地を目指しています。

土湯温泉町浄化センターは、周辺の環境と調和し親しみやすいイメージを持つ数奇屋造りとなっており、平成7年10月1日より一部供用が開始となりました。処理法としては、小規模処理場に適し、維持管理の容易な処理法である単槽式嫌気好気活性汚泥法が取り入れられています。



● 概 要

位 置	福島市土湯温泉町字見附60番地				
放 流 先	荒 川				
敷地面積	8,063㎡				
処理方式	単槽式嫌気好気活性汚泥法（ツープート法）				
排除方式	分流式				
供用開始	平成7年10月				
処理能力	処理水量	晴天時平均処理量 1,100m ³			
		晴天時最大処理量 1,400m ³			
	水 質	種 類	流入水	放流水	除去率
		BOD	230mg/ℓ	15mg/ℓ	約93.5%
SS	220mg/ℓ	20mg/ℓ	約90.9%		
処理区域面積（R5.3.31現在）		19ha			
処理区域人口（R5.3.31現在）		245人			

● 処理水量

年度	区分	年間総処理水量	日平均処理水量	日最大処理水量
		(m ³)	(m ³)	(m ³)
浄土 化湯 セン ン タ 町	H30	143,551	392	661
	R元	144,327	394	1,045
	R2	126,755	347	652
	R3	139,668	382	680
	R4	144,157	394	851

● 水質状況

		令和2年度平均		令和3年度平均		令和4年度平均	
		BOD	SS	BOD	SS	BOD	SS
水 質 (mg/ℓ)	種 別						
	分流流入水	112	50	77.1	53.2	86.7	56.5
	処 理 水	2.1	1.9	2.7	2.1	1.9	2.1
除 去 率 (%)		98.1	96.2	96.4	96.1	97.8	96.3

③ その他関連施設

● 汚水中継ポンプ場 (8 か所)

渡利ポンプ場 下梁ポンプ場 南向台ポンプ場 田沢尻ポンプ場
蓬萊ポンプ場 蓬萊第2ポンプ場 蓬萊第3ポンプ場 蓬萊第4ポンプ場

● マンホールポンプ (102 か所)

10. 下水道事業整備状況（雨水）

(1) 整備状況

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
A	認可区域面積(ha)	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	合流を含む
B	整備区域面積(ha)	1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	合流を含む
整備率 (%) B/A		54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	対認可達成率

(2) 施設概要

① 雨水排水ポンプ場

名称	堀河町雨水排水ポンプ場	下釜雨水排水ポンプ場	郷野目雨水排水ポンプ場	渡利雨水排水ポンプ場
開設	平成2年4月	平成5年4月	平成8年4月	平成12年4月
所在地	東浜町9-11	本内字北下釜47-1	郷野目字宝来町56-1	渡利字岩根町50-1
建設年度	昭和62年度～ 平成元年度	平成2年度～ 平成4年度	平成2年度～ 平成7年度	平成7年度～ 平成12年度
排水区	北部排水区・中部排水区 ・南部排水区	阿武隈川左岸第三排水区	大森川右岸第五排水区	阿武隈川右岸第二排水区
接続幹線	中部幹線	阿武隈川左岸 雨水第四号幹線	大森川右岸 雨水第五号幹線	阿武隈川右岸 雨水第三号幹線
排水面積	470.0ha	93.2ha	8.5ha	4.7ha
排水量	毎分320 m ³ (毎秒5.3 m ³)	毎分190 m ³ (毎秒3.2 m ³)	毎分255 m ³ (毎秒4.2 m ³)	毎分130 m ³ (毎秒2.2 m ³)

② その他関連施設

水 門 (24 か所)
樋 管 (13 か所)

(3) 都市下水路

都市下水路は、主として市街地における雨水の排除を目的として設置される下水道です。本市においては、昭和32年度に計画決定、同年度東浜町地区の浸水を解消するため都市下水路の着工をして以来、市街地の拡大に伴って周辺部の下水路整備に努め地域の浸水防止、公衆衛生の向上に寄与しています。

※公共下水道事業計画区域内に編入された都市下水路は、雨水幹線として取り扱っています。

〈下水道事業〉

① 都市計画法事業認可の経緯

都市下水路名	都市計画法事業認可								実施状況(令和2年度末)			備考	
	認可年月日	集水面積 (ha)	流量 (m ³ /S)	水路延長 (m)	水路断面 (m)	事業費 (千円)	工期年度	起点 終点	放流先	施行年度	施行延長 (m)		事業費 (千円)
(県施行) 慈王川	昭和 32.10.23	192	4.9	1,363	(2.0+1.3)×1.3 (2.0+1.3)×1.5	13,500	32 ~35	起点 東浜町 終点 五老内町	阿武隈川	32 ~34	1,297	4,500	雨水幹線
森合	42.10.11	825	7,954	650	□1.00×0.90 ~2.70×1.30	21,000	42 ~43	起点 森合字西中川 終点 森合字北谷地	畷川	42 ~43	634	18,300	雨水幹線
野田町	43.10.7 46.3.30	188	4,743	950	○1.35~1.65	82,400	43 ~48	起点 野田町一丁目 終点 野田町四丁目	荒川	43 ~47	944	103,000	雨水幹線
御山1号	48.11.16 51.3.19	189	13,855	1,300	□2.10×1.47 □4.00×1.80	381,490	48 ~55	起点 御山字松川原 終点 泉字曲松	松川	48 ~53	1,121	280,900	雨水幹線
御山2号	52.12.20 55.1.29	(67.8)	6,475	1,053	□2.25×1.57 ~2.40×1.68	154,400	52 ~57	起点 御山字三合田 終点 泉字白川	御山1号	52 ~55	620	120,000	雨水幹線
岡部1号	51.12.24 53.12.22	176	7,905	2,923	○1350~ □3.00~1.80 (岡部排水機場)	372,500	51 ~58	起点 鎌田字新割 終点 岡部字中川原	胡桃川	51 ~56	2,922	391,500	
岡部2号	53.12.22	(36.9)	3,505	666	○1.50~1.80	81,500	53 ~55	起点 本内字西慶二 終点 本内字南河原	岡部1号	53 ~54	666	94,800	
吾妻	52.12.20 55.12.5	178	5,337	4,080	□1.00×0.80 ~1.60×1.80	644,000	52 ~60	起点 上野寺字館の下 終点 町庭坂字遠原三 町庭坂字畑外	須川	52 ~60	4,066	679,250	
方木田	55.12.5 58.5.20	137	9,539	1,610	□1.00×0.80 ~2.00×1.30	170,000	55 ~60	起点 方木田字北白家 終点 吉倉字柳田	新川	55 ~60	1,620	164,500	雨水幹線
下野寺	58.10.4	233	18,991	1,713	□1.10×1.10 ~2.80×2.80	595,000	58 ~2	起点 笹木野字河原 終点 八島田字畑添	荒川	58 ~元	1,458	960,250	雨水幹線
岡島	61.12.26 2.12.18	82	1,119	2,881	□3.50×1.80 □1.00×1.00 (岡島排水機場)	542,750	61 ~4	起点 岡島字東 終点 岡島字東	胡桃川	61 ~7	4,174	812,647	
下釜	64.1.6	93	8,945	380	□2.00×2.00 ~1.70×1.70 (下釜雨水ポンプ場)	1,553,500	63 ~7	起点 本内字北下釜 終点 本内字西町	阿武隈川	63 ~元	-	139,000	雨水幹線
下野寺第2	平成 元.12.15	115	11,814	1,456	□2.40×2.40 ~○1.20	624,270	元 ~6	起点 野田町六丁目 終点 笹木野字北中谷地	荒川	元 ~2	46	49,500	雨水幹線
郷野目	2.12.18	35.1	4,247	45	□1.40×1.40 □1.40×1.40 (郷野目雨水ポンプ場)	927,000	2 ~7	起点 郷野目字宝来町 終点 郷野目字宝来町	大森川	2 ~7	32	1,480,515	雨水幹線
岡島第2	3.12.24	32	3,570	575	□1.00×1.00 ~1.80×1.50	217,000	3 ~12	起点 岡島字東 終点 岡島字中島	胡桃川	3 ~12	2,422	343,916	
方木田第3	7.2.24	304	17,948	1,980	□2.00×2.00 ~2.70×2.50	1,200,000	6 ~12	起点 方木田字北白家 終点 仁井田字谷地南	新川	6 ~11	487	642,000	雨水幹線

② 排水機場

名称	岡部排水機場	岡島排水機場
所在地	鎌田字新割 67 番地	岡島字上岡本 3 番地の 1
排水量	毎分 75 m ³ (毎秒 1.3 m ³)	毎分 22 m ³ (毎秒 0.4 m ³)

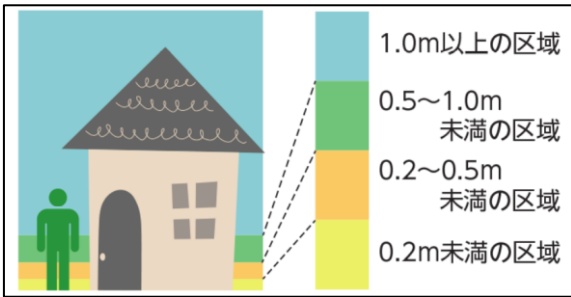
③ その他関連施設

樋管 (3カ所)

(4) 内水ハザードマップ

近年、下水道や道路側溝・水路等の排水施設の能力を超える局所的で短時間の強雨（集中豪雨やゲリラ豪雨）が頻繁に起こり、河川等への円滑な排水ができず浸水する、いわゆる「内水による浸水」がたびたび発生しています。そこで、市民に対する「内水による浸水」の正しい知識や避難方法などの情報を提供し、「内水による浸水」への対処等を示すための「内水ハザードマップ」を令和2年に公表しました。

作成にあたっては、浸水シミュレーション（福島市の1時間当たりの既往最大降雨量71mmを採用）と、内水による浸水を対象とした浸水実態の聞き取りを実施しています。



▲内水による浸水深の目安

「内水ハザードマップ」凡例▶

浸水シミュレーション対象区域	浸水シミュレーションは下水道等の排水施設の情報と、地盤高などの地表面の情報を基にコンピュータで解析を行ったものです。雨水を排水するための下水道等排水施設の大きさや排水量が明らかな区域について、内水浸水シミュレーションを行いました。
聞き取り調査による浸水区域 (過去10年の台風等の大雨により浸水した区域)	排水施設が系統的に設置されていないことから、変動要素があり解析計算が困難なため、過去10年間で20cm以上浸水した箇所（外水は除く）を聞き取り、浸水区域として表記しています。
指定避難所	指定避難所とは学校、公共施設など一定の期間避難生活を送るために避難する施設です。避難所のうち、高齢者や障がい者等で通常の避難生活が困難な方を対象とした福祉避難所もあります。
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所とは、身の安全を確保するため緊急的に避難するための場所です。
洪水、土砂災害時に開設しない避難所・避難場所	洪水の浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある避難所・避難場所です。洪水、土砂災害時に開設しません。（地震、火山、火災には避難所、避難場所になる場合がある施設です。）
大雨時浸水危険箇所 (アンダーパスや地下歩道)	ガード下やアンダーパス・地下歩道など、水が溜まりやすい箇所を表示しています。車両が水没する恐れがあるほか、地下歩道などに水が流れ込むと階段を上がれなくなることがあります。強雨の際は迂回して危険を回避しましょう。
土砂災害警戒区域	局所的な短時間の強雨であっても土砂災害が発生する可能性があります。避難経路上に土砂災害警戒区域があるか事前に確認しておきましょう。



▲「内水ハザードマップ」より一部抜粋

11. ^{はらいがわ} 祓川都市水環境整備下水道事業

福島盆地のほぼ中央には信夫山がポッカリと浮かぶように位置し、その南すそを流れる祓川は古くから市民に親しまれてきた川で、西部地区の湧水等を源流とし、降雨時は、信夫山を含めた広い区域の雨水を集め、一級河川松川にそそいでいます。

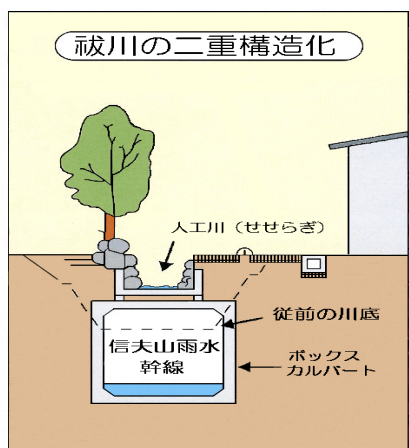
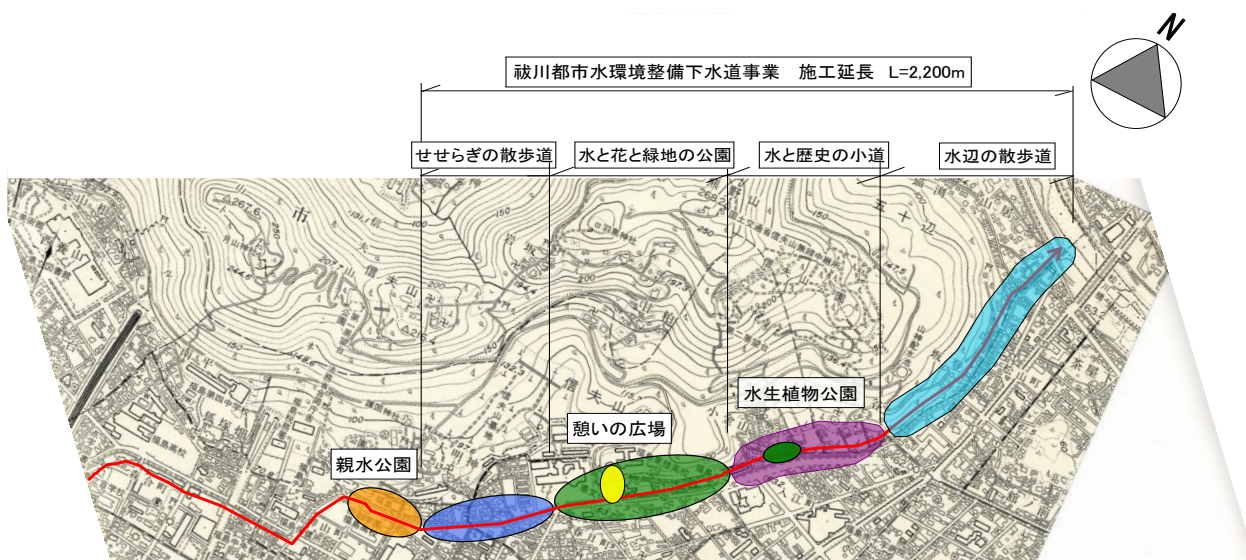
近年、雨水の増水と水質の悪化が進行しており、この祓川周辺の浸水防止等を目的に、公共下水道の雨水渠として、ボックスカルバートを埋設しています。

一方地上は、祓川の流水を人工川（せせらぎ）に流し、都市にうるおいを与え、良好な水辺景観を形成するため「祓川水環境創造事業（水循環再生型）」として整備しています。

また、この川沿いには音楽堂、古閑裕而記念館などが立地しているため、県都の文化ゾーンにふさわしい、魚が泳ぎ、子供が遊び、市民が憩い親しめる水辺空間の創造を都市計画道路と一体的に整備を行っています。

事業計画は、川を二重構造にし、雨水を流す水路を地下に埋設し、上部に人工川（せせらぎ）と遊歩道を配し、清流を取り戻す構想で、第一期計画として、平成3年度から着手し、平成15年度に完成しています。（総事業費約60億円、延長2,200m）

整備方針は、①周辺の自然環境との融和②歩車共存③周辺文化施設との調和④ふるさとの川として再生させることを基本としています。



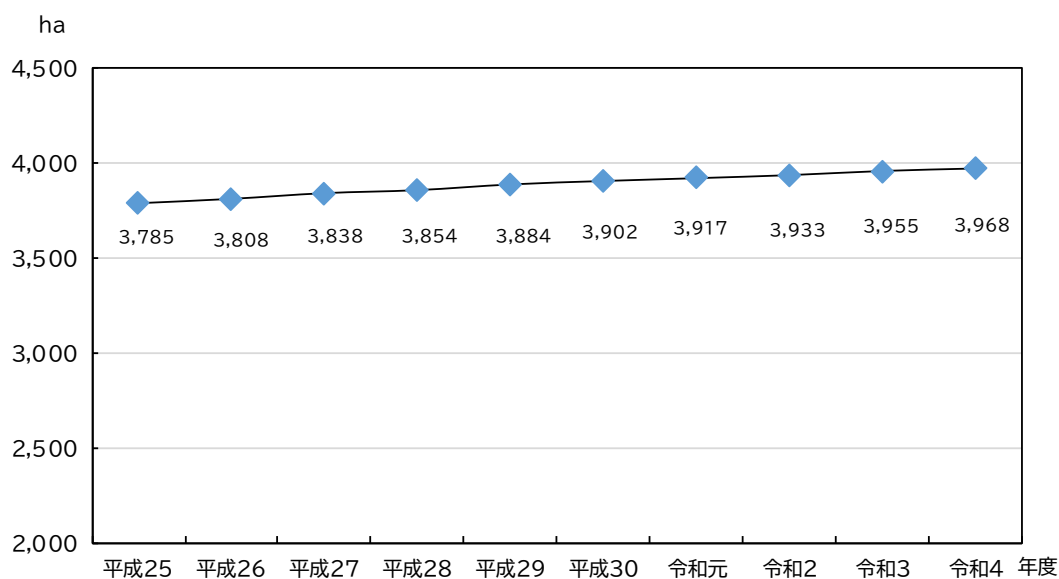
12. 下水道事業進捗状況

(1) 事業費、整備面積

年度	区分	事業費 (千円)			整備面積			
		管 布 設 費	渠 費	終末処理場 築 造 費	計	面積 (ha)	進捗率 (%)	
事業計画(認可)		151,041,112		18,302,766	169,343,878	4,349	—	
実 績	昭和38~ 平成24	135,377,337		13,005,446	148,382,783	3,758	—	
	平成25	1,289,964		0	1,289,964	27	—	
	平成26	1,309,010		0	1,309,010	23	—	
	平成27	1,467,282		0	1,467,282	30	—	
	平成28	1,303,056		0	1,303,056	16	—	
	平成29	1,635,275		0	1,635,275	30	—	
	平成30	1,169,067		0	1,169,067	18	—	
	令和元	1,432,113		0	1,432,113	15	—	
	令和2	1,066,019		0	1,066,019	16	—	
	令和3	875,129		0	875,129	22	—	
	令和4	1,007,954		0	1,007,954	13	—	
	計		147,932,206		13,005,446	160,937,652	3,968	90.9

※事業費は、補助事業費と単独事業費(起債対象事業のみ)の合計値である。

整備面積の推移



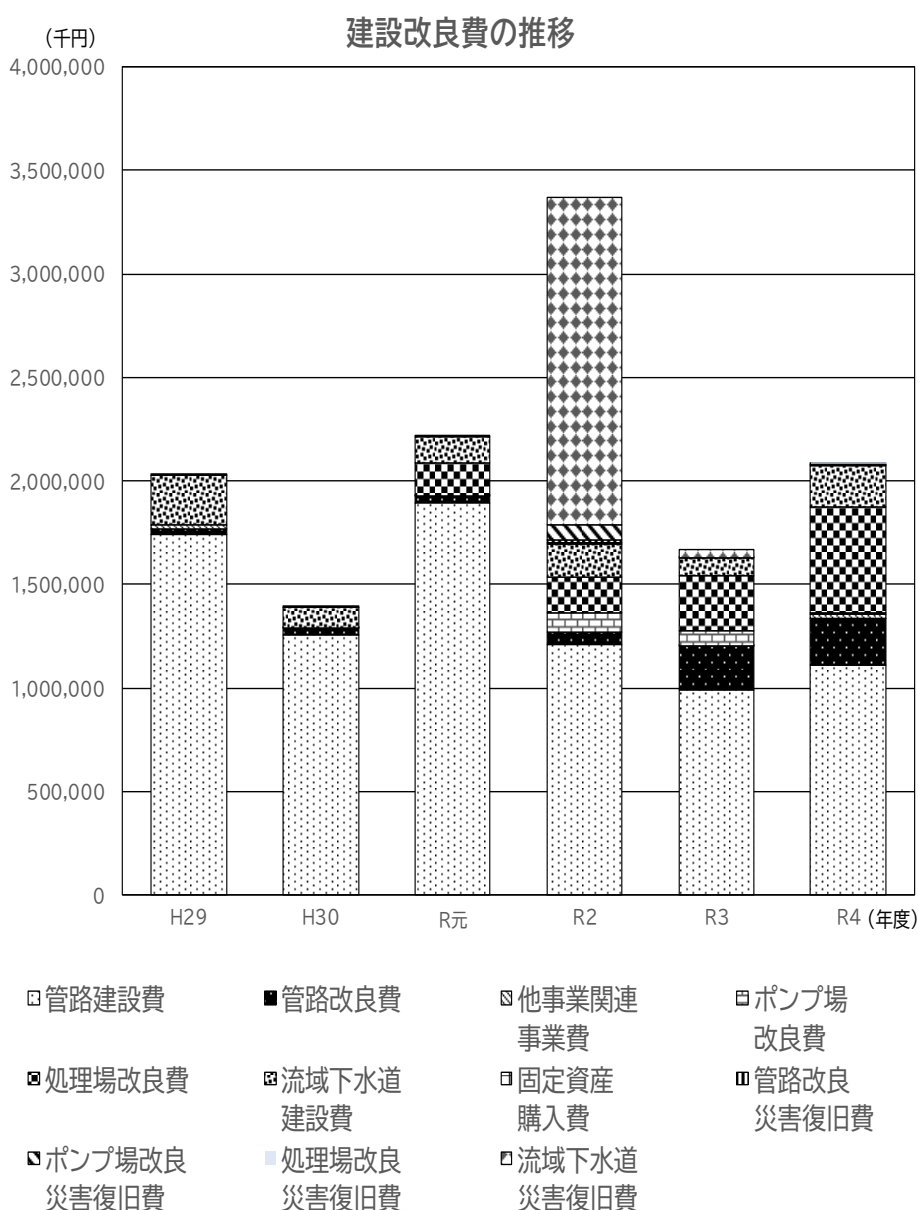
〈下水道事業〉

(2) 建設改良費の支出状況 (下水道事業会計)

(千円・税込)

科目 年度	管路建設費	管路改良費	他事業関連 事業費	ポンプ場 改良費	処理場改良費	流域下水道 建設費	固定資産 購入費	管路改良 災害復旧費	ポンプ場改良 災害復旧費	処理場改良 災害復旧費	流域下水道 災害復旧費	年度計
H29	1,740,903	29,616	16,094	0	0	241,831	1,369	0	0	0	0	2,029,813
H30	1,256,135	33,019	3,255	0	0	97,035	1,597	0	0	0	0	1,391,041
R元	1,892,753	32,976	0	1,080	157,052	129,945	4,158	0	0	0	0	2,217,964
R2	1,211,898	58,169	0	91,025	174,731	160,882	7,060	10,340	72,413	0	1,583,271	3,369,789
R3	991,107	208,772	4,914	74,579	264,660	83,941	2,771	0	0	0	38,385	1,669,129
R4	1,113,260	224,495	17,374	4,928	515,950	198,682	4,231	6,710	0	5,379	0	2,091,009
計	8,206,056	587,047	41,637	171,612	1,112,393	912,316	21,186	17,050	72,413	5,379	1,621,656	12,768,745

※地方公営企業法の一部適用(財務規定等)となった平成28年度以降について比較



13. 下水道水洗化普及対策

(1) 下水道排水設備設置資金融資制度

下水道処理区域内の方は、下水道法第11条の3の規定により処理区域告示の日から3年以内にくみ取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道へ接続しなければなりません。また、市下水道条例第4条の規定により浄化槽使用者は、6か月以内に公共下水道へ接続しなければなりません。

そこで、昭和47年11月から「下水道排水設備設置資金融資要綱」（昭和48年12月「下水道排水設備設置資金融資あっせん要綱」に改定）を定め、資金のあっせん（利子については市負担）を行い、水洗化の普及促進を図っています。

融資限度額 自宅：60万円（平成9年4月改正）
 貸家・アパート：1戸あたり45万円以内で合計200万円
 ※工事金額の範囲以内で10万円以上で1万円単位で融資

利 子 市負担

返済方法 貸付月の翌月から60か月以内の残債割賦償還

融資条件 下水道受益者負担金及び市税に未納がないこと

保証人設定 自宅：1名、貸家・アパート：2名（市内に住所を有する者）

<融資利用状況>

年 度	融資利用件数	融資利用金額	融資1件当平均額	利 子 補 給 額
昭和47 ～平成29	(件) 8,573	(千円) 2,718,370	(円) 317,085	(円) 209,750,358
平成30	14	8,750	625,000	177,614
令和元	28	12,610	450,357	214,821
令和2	19	9,130	480,526	260,947
令和3	4	1,430	357,500	208,774
令和4	3	1,350	450,000	140,547
計	8,641	2,751,640	318,440	210,753,061

(2) 普及推進活動

水洗化促進のための専門員として会計年度任用職員を配置し、未普及世帯の戸別訪問等による実態調査及び水洗化勧誘活動を行なっている。これらの活動により、処理区域内世帯の下水道早期接続を図るとともに、水洗化普及促進を図っている。

(3) 私有道路下水道管布設工事

平成元年4月1日から私有道路についても一定の基準のもと、申請により公道と同じく公費で下水道管布設工事を施工し水洗化の普及促進を図っています。

布設対象となる私有道路の条件

- ① 私有道路の両端又は一端が公道に接続し、幅員が 1.8m 以上であり、一般公衆の通行可能な形態であること。
- ② 袋小路の場合は、私有道路に面している、所有権の異なる家屋が2戸以上あり、なおかつ独立生計を営んでいること。(申請は2名以上の連名が条件。通り抜けできる場合は1名で申請可能)
- ③ 私有道路部分が分筆されており、地目が公衆用道路であるか、私有道路が位置指定道路として指定されていること。
- ④ 私有道路部分の土地所有者全員から承諾が得られること。

※改正前の経過

昭和46年度 福島市下水道排水設備助成基準を定め、排水設備工事費の2/3を助成
 昭和55年度 制度改正を行い、一定の基準のもと、誰でも助成を受けることができる
 助成率 排水設備工事費の3/4

私有道路下水道管布設工事申請件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請数	4件 (23世帯)	4件 (24世帯)	3件 (6世帯)	2件 (9世帯)	0件 (0世帯)

(4) 公共下水道区域内の低地部対策

宅内排水から下水道本管への自然流下が困難な場合、マンホールポンプ等による圧送が必要となりますが、設置費及び維持管理費が高額になるため、平成6年4月から「公共下水道低地部下水道工事の取扱要綱」(平成19年11月一部改正)を定め、下水道施設システム(公共下水道管布設費、枡ポンプ設置費及びマンホールポンプ)設置費及び維持管理費の一部について市が負担することにより下水道普及の促進及び利用者の負担軽減を図っています。

対象となる条件

- ① 公道又は私道に接している土地が下水道本管より低く、自然流下が不可能であること。
- ② 隣接する建物及び土地の全権利者の同意を得ること。
- ③ 隣接する建物及び土地の排水設備の接続が確実に見込まれること。
- ④ 公共下水道管及び下水道施設システムを設置した土地は、市が無償で借り受け、権利の保護を設定すること。

14. 下水道水洗化普及状況等

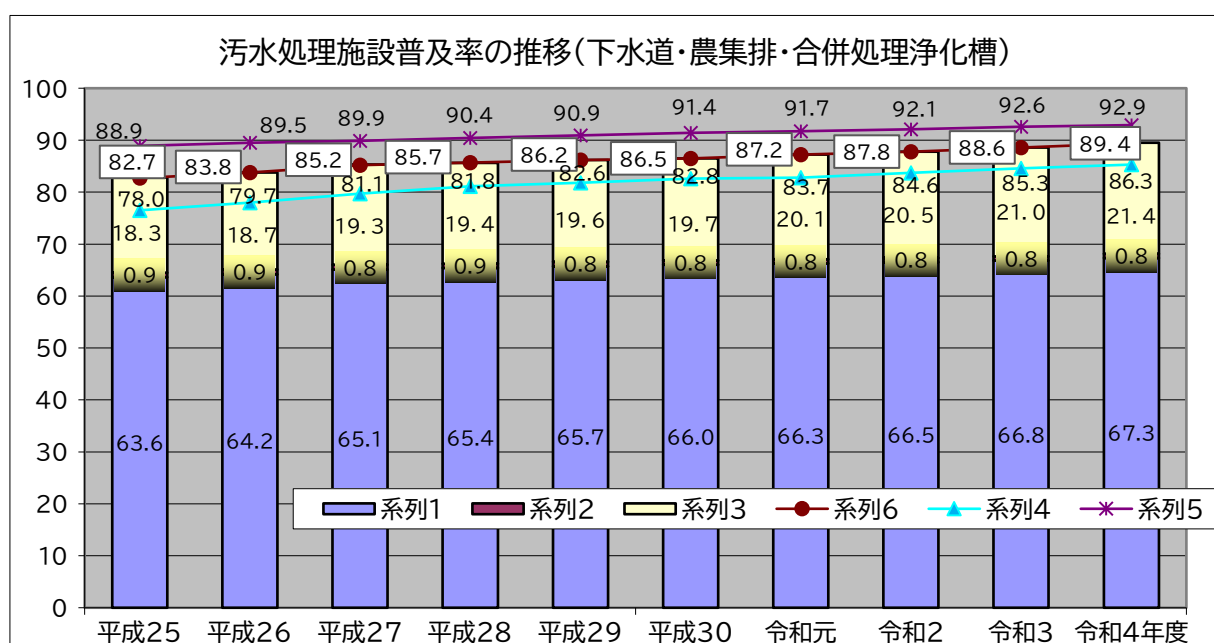
(1) 水洗化率

年度	処理区域人口(A) (人)	水洗化人口(B) (人)	水洗化率(B/A) (%)
平成30	183,062	168,425	92.0
令和元	183,051	169,101	92.4
令和2	182,414	168,848	92.6
令和3	181,603	169,787	93.5
令和4	181,234	169,431	93.5

(2) 汚水処理人口普及率

(人、%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政区域人口		277,571	276,006	274,297	271,798	269,363
下水道	人口	183,062	183,051	182,414	181,603	181,234
	普及率	66	66.3	66.5	66.8	67.3
農業集落排水	人口	2,295	2,251	2,190	2,119	2,052
	普及率	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
合併処理浄化槽	人口	54,721	55,428	56,273	57,084	57,527
	普及率	19.7	20.1	20.5	21	21.4
合計	人口	240,078	240,730	240,877	240,806	240,813
	普及率	86.5	87.2	87.8	88.6	89.4
福島県平均		82.8	83.7	84.6	85.3	86.3
全国平均		91.4	91.7	92.1	92.6	92.9



15. 下水道事業受益者負担金

下水道事業の計画的な推進を図るため「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を設け、下水道が整備されることにより環境が改善され、利便性、快適性が向上する区域の土地の所有者及び権利者を受益者として、受益者負担金の賦課を行い建設財源の一部に充てています。

(1) 受益者

公共下水道の排水区域内にある土地の所有者（当該土地が地上権、永小作権、質権または使用賃借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地についてはその権利者）

(2) 単位負担金額

公告された負担金賦課対象区域1平方メートル当たり480円

単位負担金額	区 域 名
1㎡当たり 480円 (平成元年度～)	御山、泉、小倉寺、西中央、東中央、南中央、北中央、笹木野、八島田、下野寺、北矢野目、南矢野目、岡部、岡島、瀬上町、宮代、鎌田、丸子、本内、笹谷、北沢又、南沢又、五十辺、飯坂町、飯坂町湯野、飯坂町平野、飯坂町中野、土湯温泉町、郷野目、鳥谷野、太平寺、黒岩、伏拝、方木田、吉倉、八木田、蓬萊町、田沢、清水町、永井川、大森、松川町、関谷、金谷川、沖高、仁井田、成川、町庭坂

$$\text{単位負担金額算定方式} = \frac{\text{末端管渠整備事業費(起債事業)}}{\text{末端管渠整備区域面積}} \times 1/4$$

(3) 賦課時期

公共下水道に接続可能になった翌年度
(但し、供用開始予定の3年前から賦課が可能)

(4) 納入方法

5年分割、年4期（7月、9月、11月、2月）

(5) 受益者負担金決算状況

(千円)

年度	保有債権額のうち 納期到来分	収入済額	消滅債権額	翌年度繰越額	収 納 率
平成30	85,425	76,107	839	8,479	89.1%
令和元	73,348	65,965	301	7,082	89.9%
令和2	66,888	61,695	597	4,596	92.2%
令和3	56,702	52,950	119	3,633	93.4%
令和4	59,573	55,938	48	3,587	93.9%

16. 下水道使用料

公共下水道事業は、雨水公費汚水私費の原則に基づき、汚水処理にかかる費用は、汚水原因者である使用者負担とされています。

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市下水道条例第16条の規定に基づき、公共下水道の使用者から排除された汚水量に応じて、昭和47年5月1日より負担していただいております。

(1) 料金表

(1か月あたり、消費税込)

種別	区分	使用水量	使用料	種別	世帯人員	使用水量	使用料
一般汚水	基本使用料	0m ³ ～10m ³	1,210.00円	井戸水のみ 使用の 一般家庭	2人まで	10m ³	1,210.00円
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～20m ³	165.00円		3人	15m ³	2,035.00円
		21m ³ ～30m ³	203.50円		4人	20m ³	2,860.00円
		31m ³ ～50m ³	247.50円		5人	25m ³	3,877.50円
		51m ³ ～100m ³	302.50円		以下1人増すごとに5m ³ 加算し、 一般汚水の料金表により算出		
		101m ³ ～500m ³	335.50円				
501m ³ ～	357.50円						
公衆浴場汚水	基本使用料	0m ³ ～10m ³	495.00円	平成15年4月使用分より適用 *温泉汚水は、平成21年4月使用分より適用			
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～	49.50円				
温泉汚水	基本使用料	0m ³ ～10m ³	990.00円				
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～	99.00円				

(2) 使用料の算出

使用水量を次により認定し、一般汚水料金表により使用料を算出します。

- ① 市上水道を使用している場合は、水道の使用水量をもって下水道の使用水量とします。
- ② 井戸水を使用している場合は、一般家庭では世帯人員による認定水量とし、事業用では汚水排除量測定装置による測定水量とします。
- ③ 市上水道と井戸水を併用している場合は、一般家庭では井戸水認定水量の1/2を水道の使用水量に加算したものを使用水量とし、事業用では汚水排除量測定装置による測定水量を水道の使用水量に加算したものを使用水量とします。
- ④ 地下水の一時使用は、一般汚水の単価を適用します。

●下水道使用料計算例

・1か月25m³使用した場合

基本使用料	10m ³	=	1,210.00円
従量使用料	11m ³ ～20m ³ @165.00×10m ³	=	1,650.00円
	21m ³ ～25m ³ @203.50×5m ³	=	1,017.50円
			合計 3,877.50円

1円未満は切り捨てのため、1か月分の下水道使用料は、3,877円となります。
※令和5年10月より、インボイス制度が開始されるため、消費税等の計算方法が変更となり、合計額が上記の計算より1円多くなる場合があります。

(3) 使用料の納入方法

① 市上水道を使用している場合及び市上水道と井戸水を併用している場合

市水道局に徴収を委任していますので、市水道局より送付される納入通知書又は口座振替により、2か月分をまとめてお支払いいただくことになります。

徴収委任費 令和4年度実績 144,398千円
令和5年度予算 146,382千円

② 市上水道以外の水（井戸水のみ等）を使用している場合

下水道総務課より送付される納入通知書又は口座振替により、2か月分をまとめてお支払いいただくことになります。

(4) 使用料改定時における使用料算入状況

年度	処 理 原 価			使 用 料 単 価					
	合計額	維持管理費分	資本費分	合計額	回収率	維持管理費単価	維持管理費算入率	資本費	資本費算入率
平成12	318.1円	94.0円	224.1円	171.8円	54.0%	94.0円	100.0%	77.8円	34.7%
平成15	310.9円	104.2円	206.7円	179.9円	57.8%	104.2円	100.0%	75.7円	36.6%

(5) 下水道使用料決算状況

(千円)

年度	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額	収 納 率
平成30	3,473,974	2,868,171	1,391	605,803	82.6%
令和元	3,479,432	2,864,815	1,716	614,617	82.3%
令和2	3,461,833	2,855,251	1,806	606,582	82.5%
令和3	3,451,928	2,860,502	1,685	591,426	82.9%
令和4	3,473,297	2,855,800	1,641	617,497	82.2%

(6) 使用料改定の経過

(円)

種別	区分	S47.5月～	S51.4月～	S59.4月～	S63.4月～	H3.4月～
一般 汚水	基本使用料	10m ³ まで 180	10m ³ まで 300	10m ³ まで 600	10m ³ まで 600	10m ³ まで 700
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 18	11m ³ ～ 30	11～20m ³ 70	11～20m ³ 75	11～20m ³ 90
				21～30m ³ 80	21～30m ³ 90	21～30m ³ 105
				31～50m ³ 90	31～50m ³ 105	31～50m ³ 125
				51m ³ ～ 100	51～100m ³ 120	51～100m ³ 145
					101～500m ³ 130	101～500m ³ 155
501m ³ ～ 140	501m ³ ～ 170					
公衆 浴場 汚水	基本使用料	10m ³ まで 120	10m ³ まで 200	10m ³ まで 400	10m ³ まで 400	10m ³ まで 400
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 9	11m ³ ～ 15	11m ³ ～ 40	11m ³ ～ 40	11m ³ ～ 40
平均改定率		—	66.7%	180.0%	18.7%	19.3%

種別	区分	H6.4月～	H9.4月～	H12.4月～	H15.4月～	H21.4月～
一般 汚水	基本使用料	10m ³ まで 800	10m ³ まで 900	10m ³ まで 1,000	10m ³ まで 1,100	10m ³ まで 1,100
	従量使用料 (1m ³ につき)	11～20m ³ 110	11～20m ³ 125	11～20m ³ 140	11～20m ³ 150	11～20m ³ 150
		21～30m ³ 130	21～30m ³ 150	21～30m ³ 170	21～30m ³ 185	21～30m ³ 185
		31～50m ³ 155	31～50m ³ 180	31～50m ³ 205	31～50m ³ 225	31～50m ³ 225
		51～100m ³ 185	51～100m ³ 220	51～100m ³ 250	51～100m ³ 275	51～100m ³ 275
		101～500m ³ 200	101～500m ³ 245	101～500m ³ 280	101～500m ³ 305	101～500m ³ 305
		501m ³ ～ 215	501m ³ ～ 265	501m ³ ～ 300	501m ³ ～ 325	501m ³ ～ 325
公衆 浴場 汚水	基本使用料	10m ³ まで 450	10m ³ まで 450	10m ³ まで 450	10m ³ まで 450	10m ³ まで 450
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 45	11m ³ ～ 45	11m ³ ～ 45	11m ³ ～ 45	11m ³ ～ 45
温泉 汚水	基本使用料					10m ³ まで 900
	従量使用料 (1m ³ につき)					11m ³ ～ 90
平均改定率		23.3%	17.9%	12.7%	8.8%	

(1 か月あたり、消費税抜)

17. 阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）

（1）概要

阿武隈川は、流域面積が約5,405km²（福島県分4,080km²）延長239km（福島県分181km）で、県の中央部を北上して宮城県から太平洋に注ぐ一級河川です。

福島県は昭和49年に「下水道整備に関する基本計画」を策定すると、昭和59年度より福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町の1市5町からなる阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）事業に着手し、平成8年4月から6市町が同時に一部供用を開始しました。平成18年1月の伊達市の誕生により、現在の県北処理区は、福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町の2市2町を事業対象としています。

（令和5年3月31日現在）

計画別 項目	全 体 計 画	事 業 計 画	整 備 状 況
関連市町村	福島市、 伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町		—
計画事業期間	昭和59年度～	昭和59年度～令和8年度	—
計画処理 区域面積	7,337 ha	5,341 ha	4,874.8 ha
計画処理 人口	252,050 人	214,760 人	212,291 人
計画汚水量 （日最大）	134,460(m ³ /日)	110,670(m ³ /日)	—
排除方式	分 流 式		—
処理方法	標準活性汚泥法		—
放 流 先	阿 武 隈 川 （水質環境基準：B-Ⅰ）		—
管 渠	L=56.0km φ400mm～φ1,650mm	L=55.9km φ400mm～φ1,650mm	L=55.94km
中継ポンプ場	1か所（伊達）	2か所（梁川・伊達）	—
処理水量 （日最大）	143,080(m ³ /日)	110,670(m ³ /日)	71,400(m ³ /日)
処理能力	143,080(m ³ /日) （3系列16池）	110,670(m ³ /日) （3系列14池）	96,580(m ³ /日) （1系列6池） +（2系列5池）
水 質	BOD:254mg/ℓ（流入）→15mg/ℓ （放流） SS:208mg/ℓ（流入）→20mg/ℓ（放流）	BOD:252mg/ℓ（流入）→15mg/ℓ （放流） SS:202mg/ℓ（流入）→20mg/ℓ（放流）	—

県北浄化センター管理棟



(2) 負担金 (福島市分)

(単位:千円)

年度	建設費負担金 (昭和57年～)	維持管理負担金 (平成8年～)	合計
平成29まで	15,577,836	13,732,660	29,310,496
平成30	97,035	1,003,725	1,100,760
令和元	129,945	1,001,005	1,130,950
令和2	160,882	1,031,192	1,192,074
令和3	83,941	1,289,007	1,372,948
令和4	198,682	1,152,694	1,351,376
合計	16,248,321	19,210,283	35,458,604

※建設負担金構成率

計画処理面積及び人口並びに計画日最大汚水量の構成比率により構成各市町の負担割合を定めており、負担割合は次の通り。

〔 令和3年度:福島市 85.2229% 伊達市 9.4927% 桑折町 3.4794% 国見町 1.8050%
令和4年度:福島市 85.2229% 伊達市 9.4927% 桑折町 3.4794% 国見町 1.8050% 〕

※維持管理負担金水量単価

(令和3年度)1m³あたり 88.59円 (令和4年度)1m³あたり 79.59円

※令和元年度の県北浄化センター被災に伴い、下記の通り災害復旧分の建設費負担金が別途生じている。

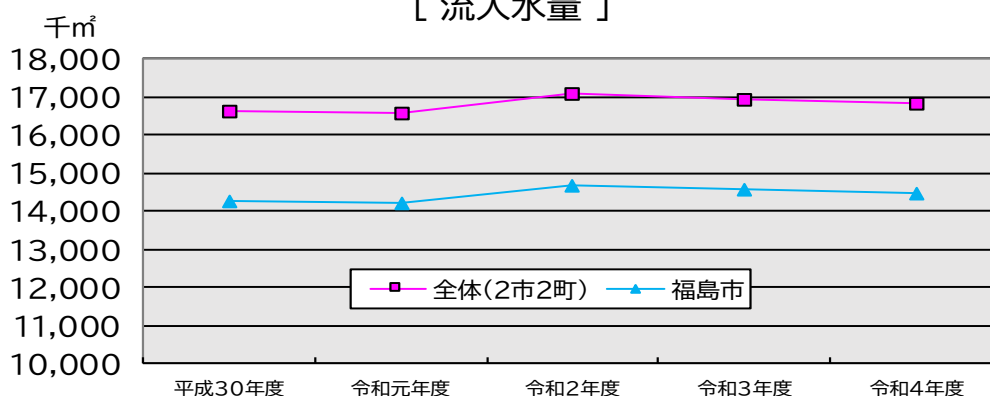
令和元年度 328,209千円 令和2年度 1,255,062千円 令和3年度 38,385千円

(3) 流入水量

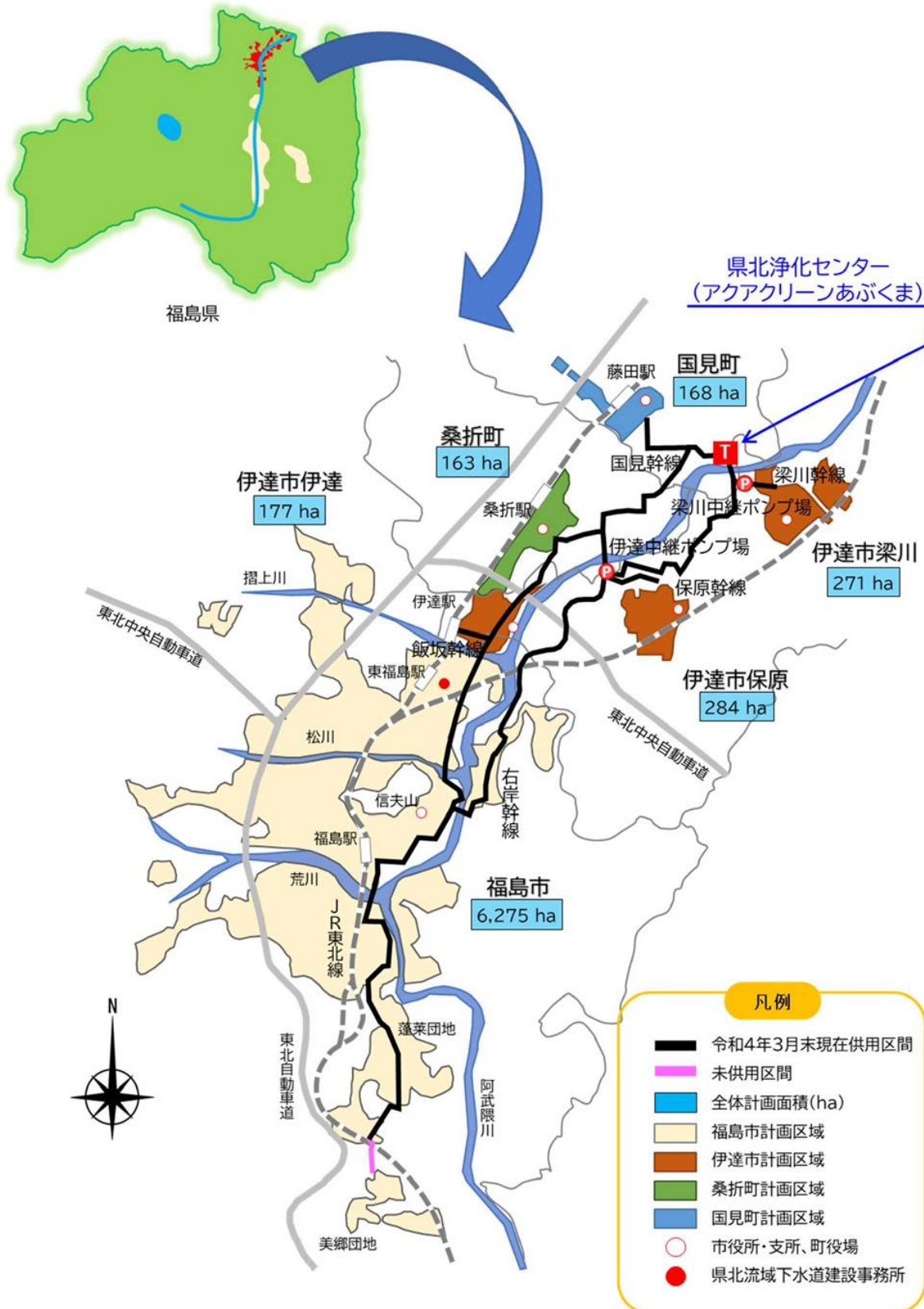
(千m³)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全体(2市2町)	16,615	16,582	17,066	16,952	16,853
福島市	14,264	14,225	14,654	14,550	14,483
福島市比率	0.859	0.858	0.859	0.858	0.859

[流入水量]

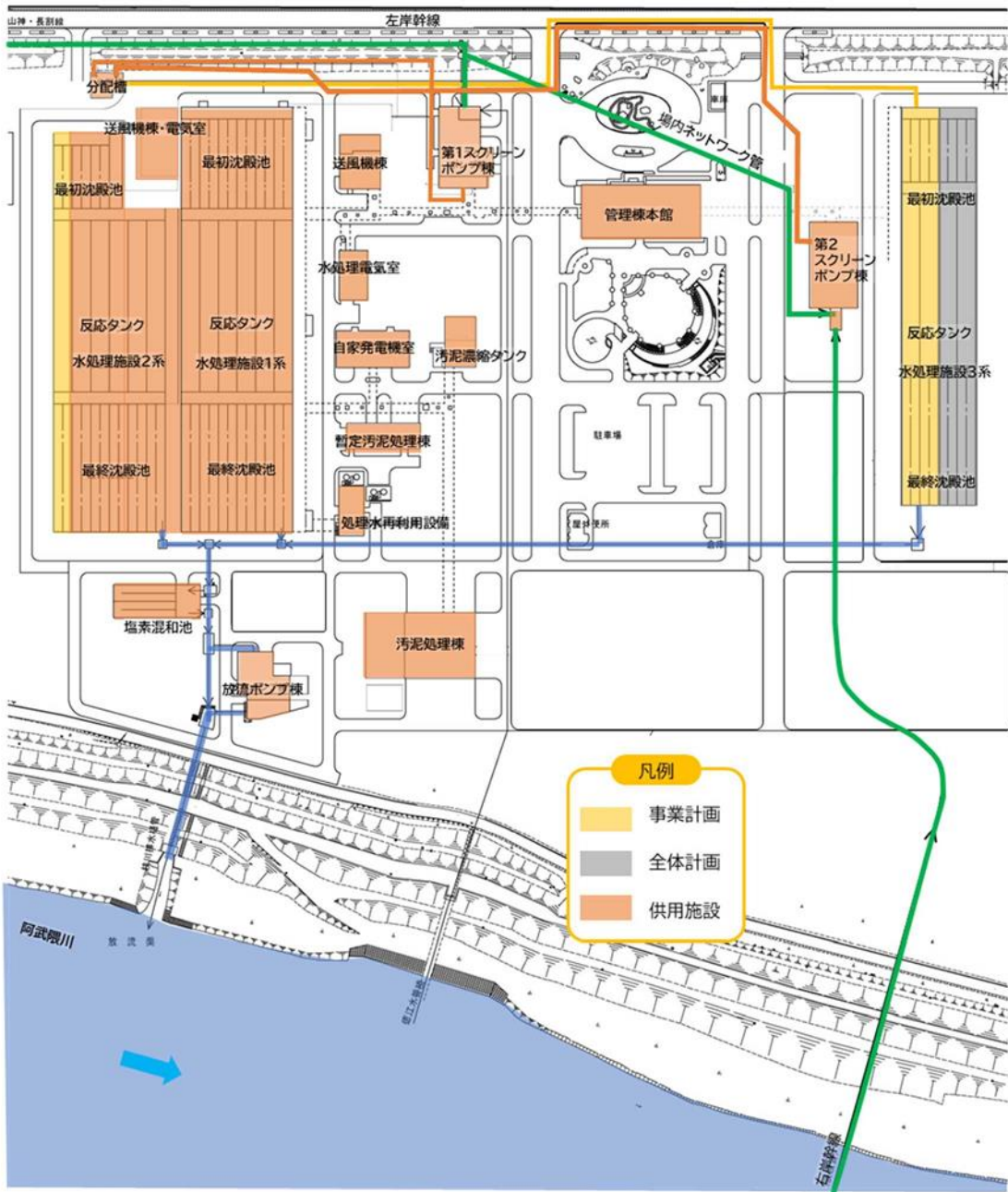
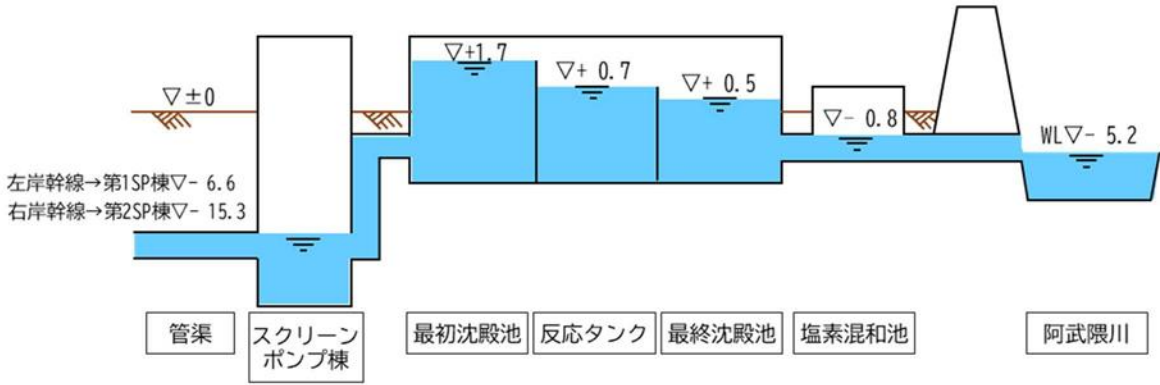


□ 県北処理区概要図



県北流域下水道建設事務所より
(令和5年3月末現在)

□県北浄化センター施設配置計画図 (伊達郡国見町大字徳江地内 A=42.6ha)



18. 農業集落排水事業の沿革

河川及び水路等への生活雑排水の流入により、農業振興地域では農業用水の水質が悪化し、著しく農業生産性が低下していました。それは同時に、農業振興地域に生活環境の悪化をもたらし、住民からはその改善についても強く要望されていました。本市では、平成2年度に「農業集落排水事業基本計画」を策定し、それに基づいて、農業用水の水質保全が緊急に必要な地区など、諸条件が整った重点推進地区に対して、農業集落排水事業の事業採択を受けて、これを実施しました。

小田地区については、平成7年度補助事業採択（一般型）を受け、福島市小田、山田、大森の各一部（98.8ha）で計画処理人口1,520人を整備計画として実施し、平成10年9月より一部供用開始を行いながら平成11年度に事業完了しました。

山口地区については、平成10年度補助事業採択（緊急型）を受け、福島市山口、岡島の各一部（213ha）で計画処理人口2,120人を整備計画として実施し、平成14年10月より一部供用開始を行いながら平成16年度に事業完了しました。

また、事業の透明性向上を図るとともに、財務諸表作成に伴う「経営分析」、「経営課題の把握、経営計画策定」、「経営改善・効率化」のサイクルを繰り返すことにより、経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を行うことを目的に、平成28年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用しました。

農業集落排水事業年表	
1983年(昭和58年度)	農業集落排水事業制度化
1990年(平成2年度)	「福島市農業集落排水事業基本計画」策定
1995年(平成7年度)	農業集落排水事業(小田地区)事業採択 福島県、「福島県全県域下水道化構想」策定
1998年(平成10年度)	小田地区処理場完成(一部供用開始) 農業集落排水事業(山口地区)事業採択
2000年(平成11年度)	小田地区事業完了
2002年(平成14年度)	山口地区処理場完成(一部供用開始)
2003年(平成15年度)	下水道事業の一元化を図るため、農業集落排水事業 を農政部より下水道部に統合する
2005年(平成16年度)	山口地区事業完了
2016年(平成28年度)	地方公営企業法一部(財務規定等)適用

19. 事業及び処理施設概要

(1) 処理施設

項 目		小田地区	山口地区
地 区		小田、山田、大森の各一部	山口、岡島の各一部
事業期間		平成7年度～11年度 農業集落排水事業(一般型)	平成10年度～16年度 農業集落排水緊急整備事業(緊急型)
総事業費		2,410,668千円	2,658,770千円
事業区域		98.8ha	213.0ha
処理施設	位置	福島市山田字谷地58外	福島市岡島字中原83-1外
	敷地面積	3,018㎡	2,080㎡
	建築面積	390.94㎡	645.42㎡
	構造	鉄筋コンクリート造り平屋建て	鉄筋コンクリート造り平屋建て
	処理方式	回分式活性汚泥方式 (JARUS X I 型)	連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS XIV型)
計画汚水量	日平均汚水量	410.4 m ³ /日	572.4 m ³ /日
	日最大汚水量	501.6 m ³ /日	699.6 m ³ /日
	時間最大汚水量	49.4 m ³ /時	68.9 m ³ /時
計画戸数		346 戸	510 戸
計画処理人口		1,520 人	2,120 人
管路延長		vuφ150～250mm 16,640m	vuφ150～300mm 21,031m
中継ポンプ(マンホール内)		1か所	5か所



小田地区処理場



山口地区処理場

20. 農業集落排水水洗化普及対策

(1) 農業集落排水設備設置資金融資制度

農業集落排水事業区域で事業に加入した方については、宅内の排水設備工事を早期に行っていただくために、金融機関からの資金借入金の内、利子を市が補給する「農業集落排水設備設置資金融資あっせん制度」を設けて、水洗化の普及促進を図っています。

融資限度額	自宅：60万円（平成9年4月改正） 貸家・アパート：1戸あたり45万円以内で合計200万円 ※工事金額の範囲以内で10万円以上で1万円単位で融資
利子	市負担
返済方法	貸付月の翌月から60か月以内の残債割賦償還
融資条件	農業集落排水事業分担金及び市税に未納がないこと
保証人設定	自宅：1名、貸家・アパート：2名（市内に住所を有する者）

<融資利用状況>

○小田地区

年 度	供用開始戸数 (戸)	使用開始戸数 (戸)	融資利用戸数 (戸)	融資利用率 (%)	融資利用金額 (円)	利子補給額 (円)
平成10～29	345	298	55	18.5	26,404,000	1,244,454
平成30	2	3	0	0.0	0	0
令和元	0	2	0	0.0	0	0
令和2	2	2	0	0.0	0	0
令和3	1	2	0	0.0	0	0
令和4	3	3	0	0.0	0	0
計	353	310	55	17.7	26,404,000	1,244,454

○山口地区

年 度	供用開始戸数 (戸)	使用開始戸数 (戸)	融資利用戸数 (戸)	融資利用率 (%)	融資利用金額 (円)	利子補給額 (円)
平成14～29	480	422	45	10.7	19,330,000	781,044
平成30	3	3	0	0.0	0	0
令和元	0	2	0	0.0	0	0
令和2	1	2	0	0.0	0	0
令和3	1	1	0	0.0	0	0
令和4	0	0	0	0.0	0	0
計	485	430	45	10.5	19,330,000	781,044

21. 農業集落排水水洗化普及状況

(1) 水洗化率

年度	小田地区			山口地区			水洗化率 (%)
	現況人口	水洗化人口	水洗化率 (%)	現況人口	水洗化人口	水洗化率 (%)	
平成30	1,078	935	86.7	1,217	1,071	88.0	87.4
令和元	1,055	921	87.3	1,196	1,055	88.2	87.8
令和2	1,034	904	87.4	1,156	1,025	88.7	88.1
令和3	1,008	884	87.7	1,111	983	88.5	88.1
令和4	986	866	87.8	1,066	945	88.6	88.3

(2) 接続戸数

年度	小田地区			山口地区			接続率 (%)
	加入戸数	接続戸数	接続率 (%)	加入戸数	接続戸数	接続率 (%)	
平成30	347	301	86.7	483	425	88.0	87.5
令和元	347	303	87.3	484	427	88.2	87.8
令和2	349	305	87.4	484	429	88.6	88.1
令和3	350	307	87.7	486	430	88.5	88.2
令和4	353	310	87.8	485	430	88.7	88.3

22. 農業集落排水事業分担金

福島市農業集落排水事業分担金条例第3条及び第4条の規定に基づき、受益者は、建設費の一部を負担しています。

(1) 受益者

事業区域内に「家屋又は施設を所有している者」、または、「所有しようとする者」で事業により利益を受ける者。

(2) 分担金額

条例により、総建設費の一部を受益者総数で除した額で求められます。

事業実施地区	分担金額
小田地区	484,400円/戸
山口地区	402,800円/戸

(3) 納入方法

加入時に一括納入。

2.3. 農業集落排水処理施設使用料

施設の維持管理、運営費、資本費に充てるため、福島市農業集落排水処理施設条例第11条から第14条の規定にもとづき使用料を負担していただいております。

- (1) 一般家庭 (1か月あたり、消費税込)

基本料金	人員割料金
1世帯当たり 1,430.00円	世帯人員1人につき 495.00円

- (2) 一般家庭以外(事業所、学校、集会施設等) (1か月あたり、消費税込)

基本料金	汚水料金	
	汚水量	1m ³ につき
汚水量10m ³ まで 1,430.00円	11～20 m ³	137.50円
	21～30 m ³	165.00円
	31～50 m ³	198.00円
	51～100 m ³	242.00円
	101～500 m ³	269.50円
	501m ³ ～	291.50円

- (3) 使用料計算の例

- ① 一般家庭で4人家族の場合

・基本料金(1世帯) =1,430.00円
 ・人員割料金 4人×@495.00円 =1,980.00円
 ●1か月の使用料 合計3,410.00円

- ② 事業所等で1か月に25m³使用した場合

・基本料金(10m³まで) =1,430.00円
 ・汚水料金 11～20m³まで 10m³×@137.50円 =1,375.00円
 21～25m³まで 5m³×@165.00円 = 825.00円
 ●1か月の使用料 合計3,630.00円

※令和5年10月より、インボイス制度が開始されるため、消費税等の計算方法が変更となり、合計額が上記の計算より1円多くなる場合があります。

- (4) 使用料の納入方法

市から送付される納入通知書又は口座振替により、2か月分をまとめてお支払いいただくことになります。

- (5) 農業集落排水処理施設使用料決算状況

(千円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成30	25,889	21,437	0	4,452	82.8%
令和元	25,921	21,318	0	4,603	82.2%
令和2	26,006	21,468	0	4,538	82.5%
令和3	25,674	21,173	124	4,501	82.5%
令和4	25,418	21,030	125	4,388	82.7%

24. 浄化槽設置整備事業

生活雑排水とし尿を併せて処理することにより、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に寄与する浄化槽（いわゆる「合併処理浄化槽」）を設置する個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

(1) 補助対象浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、BOD除去率90%以上、放流水のBOD 20mg/l以下の機能を有し、国庫補助費に適合した10人槽以下の浄化槽。

(2) 補助対象地域

補助の対象となる地域は、次のいずれにも該当する地域。

- ① 下水道法第4条第1項または同法第25条の23第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
- ② 農業集落排水事業の認可を受けた区域以外の地域

(3) 補助対象者

補助の対象は、自らが居住する住宅または居住しようとする住宅に浄化槽を設置しようとする者。（ただし、店舗、事務所または作業所との併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。また、従前に合併処理浄化槽を使用している場合は対象外。）

(4) 補助金の額

補助金の額は、下表の定めるそれぞれの人槽区分毎の補助金額を限度とします。

設置要件	人槽	設置費補助金額(円)
増築・トイレ改造 (単独処理浄化槽または、くみ取り便槽からの切替の場合) []内は、重点地区に限る	5	[415,000]332,000
	7	[517,000]414,000
	10	[685,000]548,000
新築・建替え	5	166,000
	7	207,000
	10	274,000

(平成21年4月改正・令和5年4月追加)

設置要件	限度額(円)
宅内配管設置 (単独処理浄化槽またはくみ取り便槽か合併処理浄化槽へ転換する場合)	300,000

(令和4年4月改正)

(5) 補助事業の実施状況

年度	区分	補助金交付基数 (基)	補助交付金額 (千円)	財源内訳 (千円)	人槽別内訳(基)					
					5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	
平成5～平成29		9,759	4,150,062	国	1,365,637	2,723	788	4,316	1,111	821
				県	1,287,258					
				市	1,497,167					
平成30		229	54,239	国	21,283	130	0	86	0	13
				県	7,467					
				市	25,489					
令和元		209	48,573	国	9,752	131	0	76	0	2
				県	6,882					
				市	31,939					
令和2	(宅内配管28基含む)	189	54,180	国	14,832	110	0	73	0	6
				県	9,930					
				市	29,418					
令和3	(宅内配管35基含む)	189	57,073	国	20,820	114	0	72	0	3
				県	11,398					
				市	24,855					
令和4	(宅内配管47基含む)	181	59,771	国	10,253	106	0	68	0	7
				県	10,073					
				市	39,445					
計		10,756	4,423,898	国	1,442,577	3,314	788	4,691	1,111	852
				県	1,333,008					
				市	1,648,313					

旧飯野町を含めた総補助金交付基数は11,133基

(H19までの旧飯野町の総補助金交付基数は3,777基)

(6) 地区別整備状況

年度 地区	(基)						(%)	
	平成5～ 平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	累計	構成比
中央	4	6	1	0	1	0	12	0.11
渡利	155	4	5	7	9	5	185	1.72
杉妻	236	4	3	2	3	0	248	2.30
蓬萊	259	2	0	1	1	1	264	2.45
清水	228	3	6	1	1	3	242	2.25
東部	774	11	14	18	16	11	844	7.85
北信	297	7	6	2	5	9	326	3.03
吉井田	384	5	5	10	5	4	413	3.84
西	841	20	24	12	16	12	925	8.60
土湯	2	0	0	0	0	0	2	0.02
信陵	599	35	18	14	18	15	699	6.50
立子山	133	2	4	1	1	1	142	1.32
飯坂	1,218	31	22	23	22	23	1,339	12.45
松川	1,761	26	50	34	42	36	1,949	18.12
信夫	1,460	29	21	18	19	16	1,563	14.53
吾妻	1,219	32	21	32	22	31	1,357	12.62
飯野	189	12	9	14	8	14	246	2.29
計	9,759	229	209	189	189	181	10,756	100.00
旧飯野町	377						377	

2.5. 浄化槽転換促進支援事業

公共用水域の水質保全及び、公衆衛生の向上を進めるため、※単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、古い浄化槽を撤去または再利用する個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 補助対象地域においては、平成12年の浄化槽法改正に伴い、平成13年4月1日以降、原則として単独処理浄化槽の新設は禁止されています。また、既に設置されているものに対しては、合併処理浄化槽へ転換する旨の努力義務規定が設けられています。

(1) 補助対象浄化槽

浄化槽設置整備事業補助対象となるもの

(2) 補助対象地域

浄化槽設置整備事業補助対象となる地域

(3) 補助対象者

①補助の対象は、自らが居住する住宅で、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去した後に合併処理浄化槽へ転換する者。(ただし、店舗、事務所または作業所との併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。)

②単独処理浄化槽からの転換後、雨水貯留槽として再利用する者。

*住宅新築または、既存住宅を取壊して更地にした後の建替えに際しての転換については対象外

〈浄化槽事業〉

(4) 補助金の額

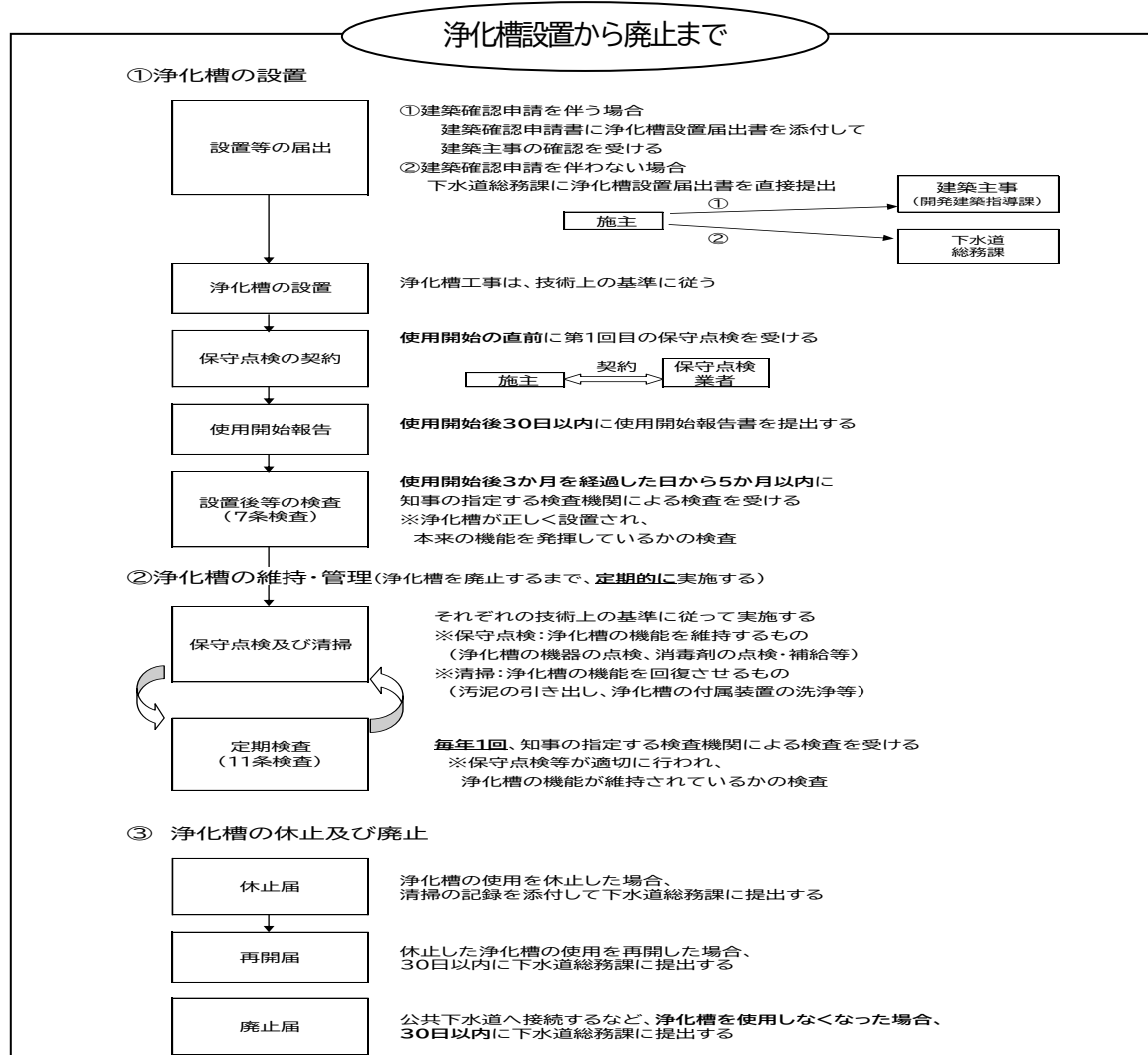
補助金の額は、次に定めるそれぞれの補助金額を限度とします。

- ① 独処理浄化槽撤去 …… 75,000 円
- ② くみ取り便槽撤去 …… 60,000 円
- ③ 雨水貯留槽への再利用 …… 30,000 円 (令和5年4月改正)

26. 浄化槽届出書受理状況

区分	根拠法令等	令和2年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
浄化槽設置届出書	浄化槽法 第5条 第1項	125	119	106
	建築基準法 第6条 第1項	232	256	249
浄化槽変更届出書	浄化槽法 第5条 第1項	3	0	0
	建築基準法 第6条 第1項	0	1	1
使用開始報告書	浄化槽法 第10条の2 第1項	358	299	300
技術管理者変更報告書	浄化槽法 第10条の2 第2項	0	0	0
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽法 第10条の2 第3項	133	108	192
浄化槽使用廃止届出書	浄化槽法 第11条 の 2	262	211	191

浄化槽法等に基づき、浄化槽に係る届出書の受理を行っています。



27. 浄化槽及びくみ取り便槽のし尿処理

(1)概要

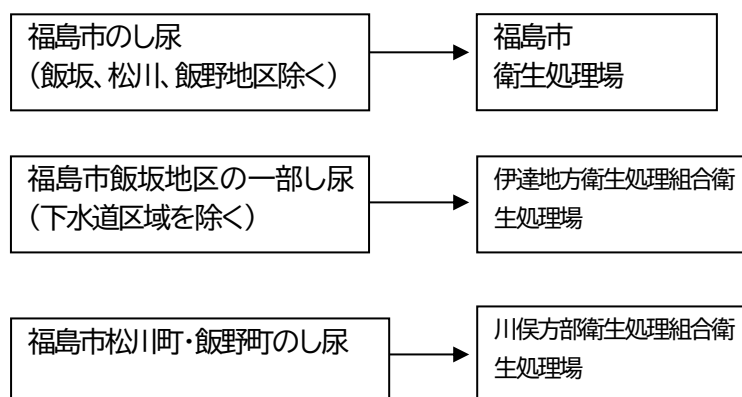
古くからし尿は農業を営むうえで貴重な肥料として、永い間、農家が自由にくみ取りを行っていました。終戦後(昭和25～26年頃を境として)工業生産の向上による化学肥料の普及とともに、市内のくみ取りに円滑性を欠くようになったため、清掃法の制定に従い、し尿収集業者の許可とともに、し尿収集の円滑化を図りました。

福島市衛生処理場はし尿の衛生的な処理に対応するため、昭和37年3月に処理能力90kl/日として建設しました。

その後、都市化の進行と人口増加により、年々し尿の収集量は増加の一途をたどり、昭和44年には、処理能力135kl/日に改修し、更に昭和53年3月には処理能力200kl/日に改造し、し尿処理を行っております。

また、市内の合併浄化槽設置重点地区の一部では、町村合併当時からし尿及び浄化槽汚泥処理を周辺の管理市町村と共同で行っており、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合でそれぞれ処理を行っています。

○し尿収集処理の経路



(2)し尿処理施設

①福島市衛生処理場

項 目	内 容
所 在 地	福島市堀河町9番20号(TEL535-1807)
敷 地 面 積	10,093㎡
処 理 能 力	200kl/日
処 理 方 式	
・前 処 理	ドラムスクリーン、スクリュープレス
・一 次 処 理	嫌気性二段30日消化法
・二 次 処 理	活性汚泥法
・消化汚泥処理	真空脱水法
・余剰汚泥処理	遠心脱水法
・臭 気 処 理	直火燃焼脱臭法
建 設 年 度	昭和35年12月着工 昭和37年2月竣工 90kl/日 昭和45年3月改造 135kl/日 昭和53年3月改造 200kl/日

〈浄化槽事業〉

②伊達地方衛生処理組合

項目	内容
構成	福島市(飯坂地区のし尿のみ)、川俣町(ごみ処理のみ) 伊達市、桑折町、国見町 2市3町
管理者	伊達市長 須田 博行
事務所	伊達市保原町字西新田1-1 TEL582-2051 FAX582-4641
施設	し尿処理施設 伊達郡桑折町大字伊達崎字舟場東1-1 (TEL575-2371) 膜分離高負荷脱窒素処理方式 85kl/日
参考	令和4年度福島市負担率 20.44% 令和4年度福島市負担金 59,665千円

③川俣方部衛生処理組合

項目	内容
構成	福島市(松川地区・飯野地区)、川俣町 1市1町
管理者	川俣町長 藤原 一二
事務所	伊達郡川俣町飯坂字下戸山9-4 TEL565-2720 FAX565-2720
施設	標準脱窒方式 60kl/日
参考	令和4年度福島市負担率 56.86% 令和4年度福島市負担金 90,924千円

(3)処理人口及び業者数

(令和5年3月31日現在)

処分場所	区分	行政人口	行政世帯数	業者数	車台数	従業員数
	区域					
福島市衛生処理場	飯坂・松川・飯野地区を除く全市内	人 231,173	世帯 107,930	社 9	台 22	人 59
伊達地方衛生処理組合	飯坂地区	19,977	9,003	4	23	18
川俣方部衛生処理組合	松川地区	13,213	5,679	3	7	12
	飯野地区	5,000	1,963	2	6	9
	計	269,363	124,575	18	58	98

〈浄化槽事業〉

(4)し尿及び浄化槽汚泥処理実績(過去5年間)

①福島市衛生処理場

(単位:kℓ)

年度 \ 区分	し尿	浄化槽汚泥	計
平成30年度	7,141	36,625	43,766
令和元年度	7,018	36,564	43,582
令和2年度	6,490	33,283	39,773
令和3年度	6,333	34,010	40,343
令和4年度	6,024	33,736	39,760

②伊達地方衛生処理組合

年度 \ 区分	飯坂町分投入量		
	し尿	浄化槽汚泥	計
平成30年度	1,862	3,525	5,387
令和元年度	1,825	3,397	5,222
令和2年度	1,701	3,111	4,812
令和3年度	1,581	3,332	4,913
令和4年度	1,492	3,042	4,534

③川俣方部衛生処理組合

年度 \ 区分	松川町・飯野町分投入量		
	し尿	浄化槽汚泥	計
平成30年度	2,487	9,688	12,175
令和元年度	2,465	9,954	12,419
令和2年度	2,309	9,981	12,290
令和3年度	2,246	10,086	12,332
令和4年度	2,230	10,109	12,339

(5)収集手数料

①福島市衛生処理場

- 従量制 18ℓ当り 167円(消費税別)
- 定額制 世帯割 1世帯1回につき 220円(〃)
人員割 1人1ヶ月につき 370円(〃)
- 最低料金 従量制180ℓ未満 1,360円(〃)
- 加算料 ホース延長40mを超えるとき 20%増(〃)
- 消費税 10%上乘せ(令和元年10月1日改正)

〈浄化槽事業〉

②伊達地方衛生処理組合(飯坂地区)

- 従量制 18ℓ当り 150円(消費税別)
- 定額制 1人1ヶ月当り 400円(〃)
- 消費税 10%上乘せ(令和元年10月1日改正)

③川俣方部衛生処理組合(松川・飯野地区)

- 従量制 18ℓ当り 167円(消費税別)
- 定額制 世帯割 1世帯1回につき 220円(〃)
- 人員割 1人1ヶ月につき 370円(〃)
- 最低料金 従量制180ℓ未満1,360円(〃)
- 加算料 ホース延長40m超えるとき 20%増(〃)

28. 財政状況

(1) 公営企業会計

① 当初予算

ア 下水道事業会計

科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較	科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較
下水道事業収益				下水道事業費用			
営業収益	3,952,218	3,974,954	△ 22,736	営業費用	6,397,340	6,087,286	310,054
下水道使用料	3,442,446	3,473,003	△ 30,557	管渠費	180,932	161,403	19,529
他会計負担金	508,834	501,068	7,766	ポンプ場費	96,219	73,893	22,326
その他営業収益	938	883	55	処理場費	356,516	388,136	△ 31,620
営業外収益	3,668,303	3,572,887	95,416	流域下水道費	1,437,118	1,211,422	225,696
受取利息	1	1	-	普及費	5,162	5,349	△ 187
他会計補助金	23,083	20,049	3,034	業務費	158,223	182,364	△ 24,141
他会計負担金	1,933,906	1,891,102	42,804	総係費	77,086	74,125	2,961
長期前受金戻入	1,710,958	1,661,257	49,701	減価償却費	4,029,371	3,917,302	112,069
雑収益	355	478	△ 123	資産減耗費	56,713	73,292	△ 16,579
特別利益	498	1	497	営業外費用	761,508	793,750	△ 32,242
過年度損益修正益	1	1	-	支払利息	642,208	692,121	△ 49,913
その他特別利益	497	-	皆増	消費税及び地方消費税	119,300	101,629	17,671
合計	7,621,019	7,547,842	73,177	特別損失	81,031	105,394	△ 24,363
				下水汚泥放射能対策費	79,497	103,787	△ 24,290
				過年度損益修正損	1,534	1,607	△ 73
				合計	7,239,879	6,986,430	253,449

科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較	科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較
資本的収入				建設改良費	3,560,894	3,482,129	78,765
企業債	2,826,700	2,839,600	△ 12,900	管路建設費	1,208,231	1,465,669	△ 257,438
企業債	2,826,700	2,839,600	△ 12,900	管路改良費	163,600	205,000	△ 41,400
出資金	343,498	315,501	27,997	ポンプ場改良費	52,900	30,000	22,900
他会計出資金	343,498	315,501	27,997	処理場改良費	1,898,100	1,525,000	373,100
補助金	1,285,974	1,269,295	16,679	他事業関連事業費	40,000	18,000	22,000
国庫補助金	1,285,350	1,265,500	19,850	流域下水道建設費	193,670	230,315	△ 36,645
県補助金	624	3,795	△ 3,171	固定資産購入費	4,393	8,145	△ 3,752
負担金	58,601	49,368	9,233	企業債償還金	3,806,871	3,709,928	96,943
受益者負担金	42,600	49,367	△ 6,767	企業債償還金	3,806,871	3,709,928	96,943
工事負担金	16,000	-	皆増	合計	7,367,765	7,192,057	175,708
その他負担金	1	1	-				
合計	4,514,773	4,473,764	41,009				

イ 農業集落排水事業会計

科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較	科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較
農業集落排水事業収益				農業集落排水事業費用			
営業収益	24,792	24,997	△ 205	営業費用	141,935	128,174	13,761
農業集落排水施設使用料	24,792	24,997	△ 205	管渠費	4,754	4,349	405
営業外収益	137,150	123,969	13,181	処理場費	34,660	30,537	4,123
受取利息	1	1	-	業務費	1,248	916	332
他会計補助金	10,640	6,709	3,931	総係費	11,725	25	11,700
他会計負担金	79,575	82,119	△ 2,544	減価償却費	89,075	91,246	△ 2,171
国庫補助金	11,700	-	皆増	資産減耗費	473	1,101	△ 628
長期前受金戻入	31,728	34,423	△ 2,695	営業外費用	18,471	20,756	△ 2,285
消費税及び地方消費税還付金	3,504	715	2,789	支払利息	18,471	20,756	△ 2,285
雑収益	2	2	-	特別損失	36	36	-
合計	161,942	148,966	12,976	過年度損益修正損	36	36	-
				合計	160,442	148,966	11,476

科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較	科目	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較
資本的収入				資本的支出			
企業債	22,000	5,000	17,000	建設改良費	22,331	5,320	17,011
企業債	22,000	5,000	17,000	管路建設費	331	320	11
出資金	70,667	70,499	168	管路改良費	22,000	5,000	17,000
他会計出資金	70,667	70,499	168	企業債償還金	131,664	129,031	2,633
負担金	887	887	-	企業債償還金	131,664	129,031	2,633
農業集落排水事業分担金	887	887	-	合計	153,995	134,351	19,644
合計	93,554	76,386	17,168				

〈財政・組織〉

② 決算概要
ア 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出

(単位 円、税込)

	区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	比較増(△)減	増減率(%)	備 考
収 入	下 水 道 事 業 収 益	8,070,359,267	8,170,425,963	△ 100,066,696	△ 1.2	
	営 業 収 益	3,944,293,878	3,929,718,928	14,574,950	0.4	
	営 業 外 収 益	3,665,450,817	4,090,246,826	△ 424,796,009	△ 10.4	雑収益の減
	特 別 利 益	460,614,572	150,460,209	310,154,363	206.1	原子力損害賠償金の増
支 出	下 水 道 事 業 費 用	6,802,398,566	6,955,574,907	△ 153,176,341	△ 2.2	
	営 業 費 用	5,976,216,281	6,014,699,851	△ 38,483,570	△ 0.6	流域下水道費の減
	営 業 外 費 用	716,822,708	849,317,073	△ 132,494,365	△ 15.6	支払利息の減
	特 別 損 失	109,359,577	91,557,983	17,801,594	19.4	下水汚泥放射能対策費の増
税込当期純損(△)益		1,267,960,701	1,214,851,056	53,109,645	4.4	
(参考) 税抜当期純損(△)益		1,142,769,746	1,120,624,341	22,145,405	2.0	

(2) 資本の収入及び支出

(単位 円、税込)

	区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	比較増(△)減	増減率(%)	備 考
収 入	資 本 的 収 入	3,131,643,959	2,386,127,067	745,516,892	31.2	
	企 業 債	2,148,700,000	1,764,700,000	384,000,000	21.8	企業債借入の増
	出 資 金	359,558,099	95,704,607	263,853,492	275.7	一般会計出資金の増
	補 助 金	555,807,000	469,863,000	85,944,000	18.3	国庫補助金の増
	負 担 金	67,523,860	55,826,460	11,697,400	21.0	工事負担金収入の増
	固 定 資 産 売 却 代 金	55,000	33,000	22,000	66.7	固定資産売却代金の増
支 出	資 本 的 支 出	5,800,738,052	5,382,824,194	417,913,858	7.8	
	建 設 改 良 費	2,091,008,463	1,669,129,278	421,879,185	25.3	処理場改良費の増
	企 業 債 償 還 金	3,709,729,589	3,713,694,916	△ 3,965,327	△ 0.1	
資本的収支不足額		2,669,094,093	2,996,697,127	△ 327,603,034	△ 10.9	
補 て ん 財 源	当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	125,190,955	94,226,715	30,964,240		
	減 債 積 立 金	1,120,624,341	851,857,971	268,766,370		
	過 年 度 分 損 益 勘 定 金 留 保 資 産	514,396,601	289,678,310	224,718,291		
	当 年 度 分 損 益 勘 定 金 留 保 資 産	908,882,196	1,760,934,131	△ 852,051,935		

〈財政・組織〉

イ 農業集落排水事業会計

(1) 収益の収入及び支出

(単位 円、税込)

	区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	比較増(△)減	増減率(%)	備 考
収 入	農業集落排水事業収益	150,239,342	156,353,799	△ 6,114,457	△ 3.9	
	営 業 収 益	25,418,790	25,674,727	△ 255,937	△ 1.0	農業集落排水施設使用料の減
	営 業 外 収 益	124,820,552	130,679,072	△ 5,858,520	△ 4.5	一般会計負担金の減
	特 別 利 益	0	0	0	—	
支 出	農業集落排水事業費用	149,829,342	156,353,799	△ 6,524,457	△ 4.2	
	営 業 費 用	129,074,083	133,286,012	△ 4,211,929	△ 3.2	減価償却費の減
	営 業 外 費 用	20,755,259	23,067,787	△ 2,312,528	△ 10.0	支払利息の減
	特 別 損 失	0	0	0	—	
税込当期純損(△)益		410,000	0	410,000	—	
(参考) 税抜当期純損(△)益		0	0	0	—	

(2) 資本の収入及び支出

(単位 円、税込)

	区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額	比較増(△)減	増減率(%)	備 考
収 入	資 本 的 収 入	79,325,817	69,876,824	9,448,993	13.5	
	企 業 債	4,500,000	0	4,500,000	皆増	
	出 資 金	73,051,417	68,908,024	4,143,393	6.0	
	負 担 金	1,774,400	968,800	805,600	83.2	
	補 助 金	0	0	0	—	
支 出	資 本 的 支 出	133,540,081	126,717,498	6,822,583	5.4	
	建 設 改 良 費	4,510,000	0	4,510,000	皆増	
	企 業 債 償 還 金	129,030,081	126,717,498	2,312,583	1.8	
資本的収支不足額		54,214,264	56,840,674	△ 2,626,410	△ 4.6	
補 て ん 財 源	当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	410,000	0	410,000		
	過年度分損益勘定 留保資	53,804,264	56,840,674	△ 3,036,410		

③経営戦略

下水道等事業を実施するにあたり、個別計画として策定した『福島市下水道ビジョン』の下位計画として、投資とその財源を具体化するために平成29年度に『福島市下水道事業経営戦略』を策定しました。

策定から3年が経過し、この間の決算等を分析し、現況を踏まえ、令和2年度に内容の見直しを行いました。

経営戦略では、中長期的に持続可能な経営についての見通しを示しています。

令和2年度の改定では、新たに向こう10年間（令和3～12年度）を計画

令和2年度の 主な見直し点

1. 人口の見直し

より人口の減少が進んだ状況を想定し、収入を少なめに（厳しく）予測

2. 各種整備事業を含めたシミュレーション

下水道未整備地区の新規整備、雨水対策や施設の耐水化のほか、老朽化施設を効率的に改修していくストックマネジメント事業など、各種事業・計画を盛り込んだ。

3. 資本費平準化債^(※1)の導入

公共下水道事業においては、課題となっていた手持ちの現金預金をより増加させ、短期的な支払能力を向上させるため、「資本費平準化債」を令和3年度から借り入れることとした。これに伴い一般会計からの基準外繰入金（赤字補てん）を収入しないこととした。

(※1) 資本費平準化債とは

減価償却費による補てん財源が発生する期間（例：管渠＝一般的に50年）に対し、財源として借り入れた企業債の償還期間（30年）が短く、企業債償還の財源が不足するため、その差分について借り入れが認められる企業債

今回の改定で、

10年後はこのように予測

1. 企業債残高

令和元年度末 令和12年度末
455億円 ⇒ 298億円 に減少

2. 流動比率^(※2)

令和元年度末 令和12年度末
25.57% ⇒ 61.19% に上昇

(※2) 流動比率とは

流動負債に占める流動資産の割合を表したもので、企業の支払能力をみるもので、一般的には200%以上が望ましく最低限度100%が必要とされているが、公営企業では69.54%（令和元年度全国平均）となっている。

3. 事業運転資金（補てん財源）

令和元年度末 令和12年度末
7.4億円 ⇒ 17.8億円 に増加

○上記1～3は公共下水道事業の予測

この先の経営の見直しは……

●公共下水道事業

- ・企業債残高の減少で支払利息も減少 = 純利益を継続して計上
- ・新たに資本費平準化債を借り入れることで、短期的債務に対する支払能力（流動比率）が大幅に改善。事業運転資金（補てん財源）も安定的に確保が見込まれる。

●特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業

- ・いずれも処理区域内人口が少なく、使用料だけでは維持管理費用を賄うことができない。
- ・公益的側面が強い事業で、今後も資金不足分は一般会計からの繰入金で事業を継続。

(2) 経営指標（下水道事業汚水処理費）

指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
有収水量(m ³)	18,175,588	18,076,889	18,209,443	18,109,921	18,105,101
使用料収入(千円)	3,216,707	3,201,721	3,147,177	3,138,190	3,157,596
汚水処理費(千円)	3,242,708	3,238,310	3,167,237	3,166,059	3,178,173
維持管理費	1,616,301	1,701,854	1,627,756	1,779,603	1,721,390
資本費	1,626,407	1,536,456	1,539,481	1,386,456	1,456,783
汚水処理原価(円/m ³)	178.4	179.1	173.9	174.8	175.5
維持管理費	88.9	94.1	89.4	98.3	95.1
資本費	89.5	85.0	84.5	76.5	80.5
使用料単価(円/m ³)	177.0	177.1	172.8	173.3	174.4
使用料回収率(%)	99.2	98.9	99.4	99.1	99.4
維持管理費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資本費	98.4	97.6	98.7	98.0	98.6

※平成28年度より地方公営企業法を適用

[令和4年度 汚水処理費内訳と使用料収入]

(税抜)

汚水処理費 3,178,173千円 処理原価 175.6 円/m ³		市費等負担金額 20,577千円 処理原価 1.2円/m ³ (資本費中市費等算入率1.4%)
維持管理費 1,721,390千円 処理原価 95.1円/m ³	資本費 1,456,783千円 処理原価 80.5円/m ³	
全額下水道使用料を充てている	下水道使用料を充てている金額 1,436,206千円 処理原価 79.3円/m ³ (資本費中使用料算入率 98.6%)	
使用料収入 3,157,596千円 使用料単価 174.4円/m ³ 99.4%(使用料回収率=経費回収率)		市費等負担20,577千円 単価 1.2円/m ³ 0.6%(市費等負担率)

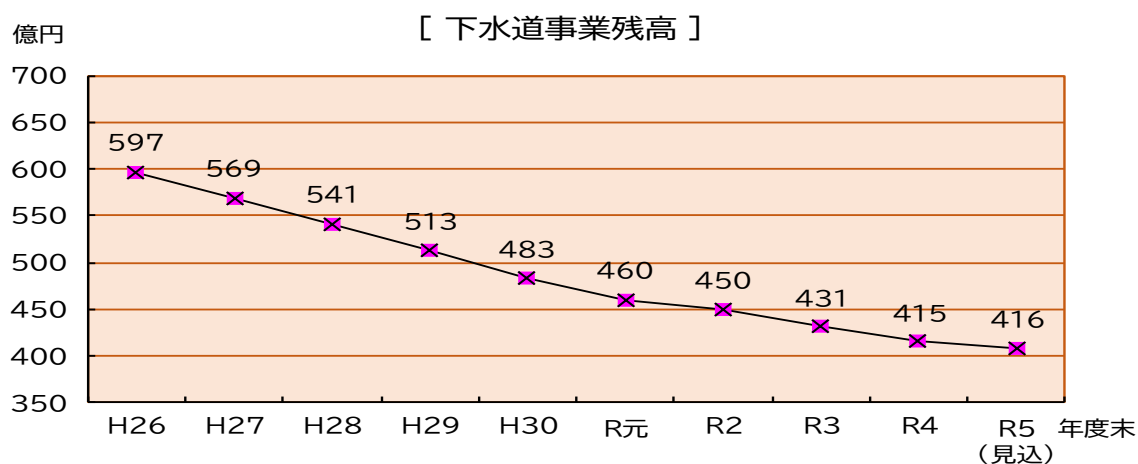
(3) 企業債

① 下水道事業

(単位:千円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
借入額	1,382,000	2,734,900	1,764,700	2,148,700	3,863,900
償還額(元金)	3,686,233	3,688,735	3,713,695	3,709,730	3,806,871
支払利子額	939,408	851,157	766,995	687,387	642,208
起債残高	45,957,771	45,003,936	43,054,941	41,493,911	41,550,940

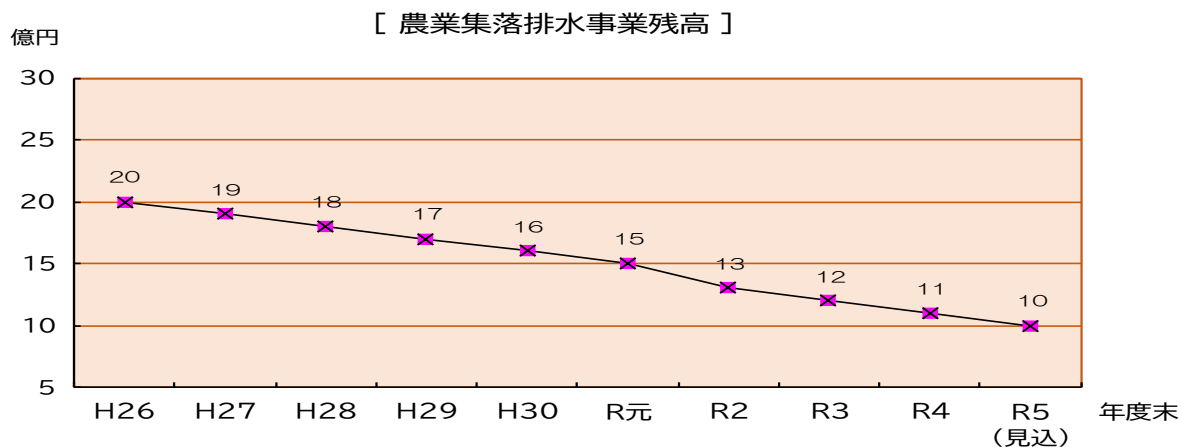
※R2年度の借入額は、起債前借1,255,000千円を含む



② 農業集落排水事業

(単位:千円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)
借入額	6,300	2,200	-	4,500	22,000
償還額(元金)	122,021	124,243	126,718	129,030	131,664
支払利子額	27,536	25,333	23,068	20,755	18,471
起債残高	1,462,667	1,340,624	1,213,906	1,089,376	979,712



(4) 一般会計（下水道室所管分）

① 当初予算

(単位 千円)

歳入区分	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較	歳出区分	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	比較
国庫補助金 (浄化槽)	31,469	25,436	6,033	浄化槽事業費等	99,800	77,094	22,706
県補助金 (浄化槽)	23,862	12,668	11,194	衛生処理場費	104,742	94,782	9,960
手数料(浄化槽保守 点検業者登録等)	445	414	31	復興事業費 (汚泥放射能対策費)	13,136	17,479	△ 4,343
その他 (使用料)	2	2	-	都市下水路維持費	6,074	5,652	422
				下水道事業費 補助金	2,809,321	2,727,720	81,601
				農業集落排水事業 費補助金	160,882	159,327	1,555
合計	55,778	38,520	17,258	合計	3,193,955	3,082,054	111,901

② 決算

(単位 千円)

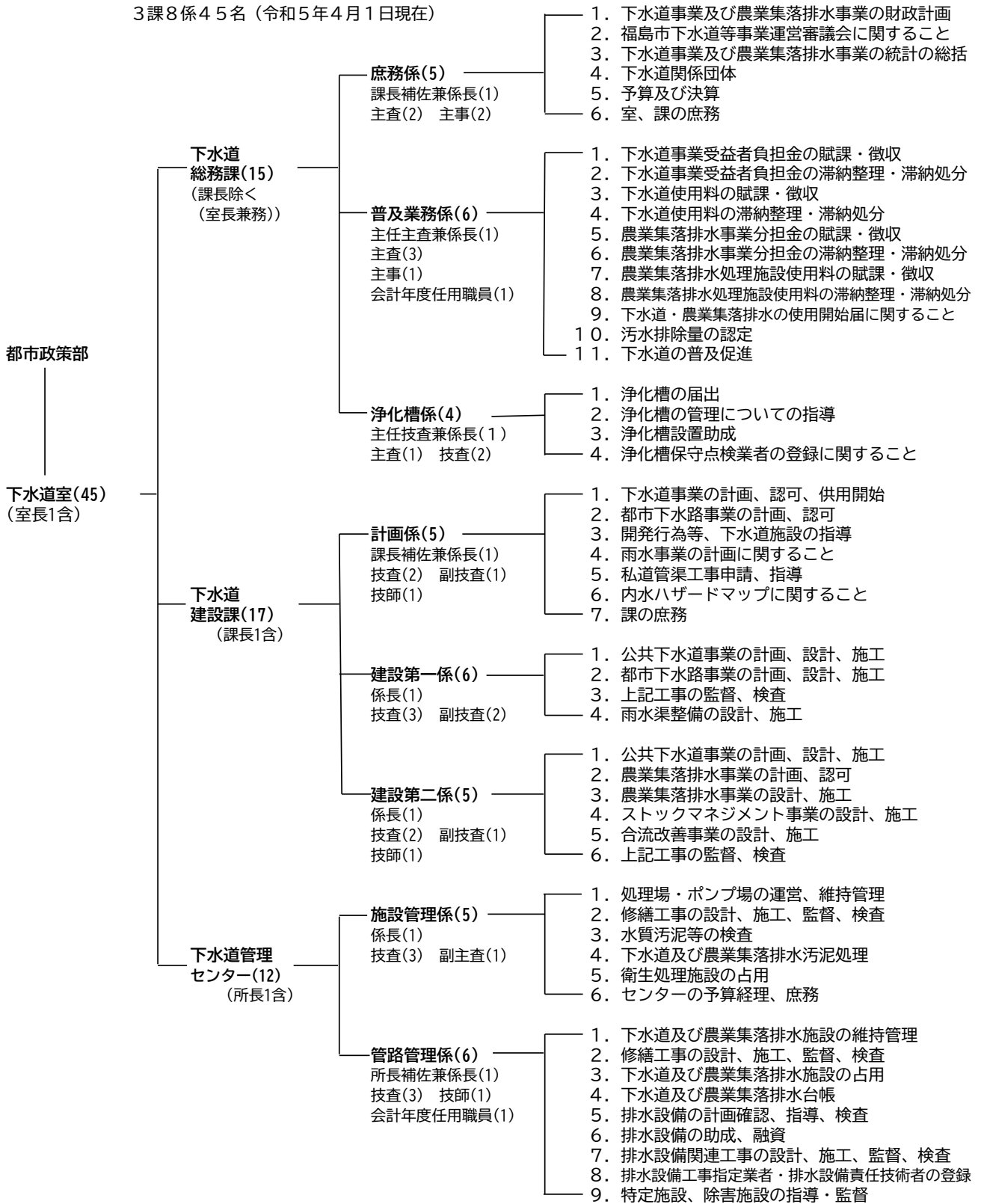
歳入	項目	令和4年度	令和3年度	比較
	国庫補助金(浄化槽)		10,253	20,820
県補助金(浄化槽)		10,073	11,398	△ 1,325
手数料 (浄化槽保守点検業者登録等)		335	952	△ 617
原子力損害賠償金(平成28,29年度分)		65,311	32,465	32,846
その他		2	2	-
	合計	85,974	65,638	20,336

(単位 千円)

歳出	項目	令和4年度	令和3年度	比較
	浄化槽事業費		279	288
浄化槽設置整備事業費		58,324	55,857	2,467
合併処理浄化槽転換促進支援事業費		1,810	1,310	500
浄化槽保守点検業者登録事業費		76	49	27
衛生処理場費		80,470	89,470	△ 9,000
復興事業費(汚泥放射能対策費)		17,478	14,516	2,962
都市下水路維持費		4,479	7,092	△ 2,613
下水道事業費補助金		2,730,264	2,588,871	141,393
農業集落排水事業費補助金		161,837	160,756	1,081
	合計	3,055,017	2,918,209	136,808

29. 組織及び職員配置図

3課8係45名（令和5年4月1日現在）



30. 下水道デザインマンホール

福島市では各地区の特色や歴史にちなんだ様々なオリジナルデザインマンホール蓋を設置しています。

	<p>「古関裕而のまち」デザイン</p> <p>ハモンドオルガンを弾く福島市出身の作曲家古関裕而氏をモチーフに、マンホールをレコード盤に例えた「古関裕而のまち」のロゴを配したデザインです。</p>
	<p>「福島わらじまつり」デザイン</p> <p>300年余の歴史をもつ「信夫三山暁まいり」に由来し、毎年8月に開催される「福島わらじまつり」で大わらじを担いでいる様子をデザインしています。</p>
	<p>「飯坂温泉 鯖湖湯」デザイン</p> <p>鯖湖湯は飯坂温泉で一番古い湯で、芭蕉もこの湯に入ったといわれた日本最古の木造建築共同浴場です。 平成5年に明治時代の共同浴場を再現した御影石の湯船に改築された鯖湖湯と福島の果物をデザインしています。</p>
	<p>「土湯温泉 こけしと水芭蕉」デザイン</p> <p>土湯温泉は遠刈田、鳴子と並ぶ三大こけし発祥地と言われる土湯こけしと、春になると近くの仁田沼に咲くその数10万株ともいわれる水芭蕉をデザインしています。</p>
	<p>「阿武隈川と白鳥」デザイン</p> <p>農業集落排水事業（山口地区）で使用しているマンホール蓋です。近くを流れている阿武隈川に冬になると飛来する白鳥をデザインしています。</p>

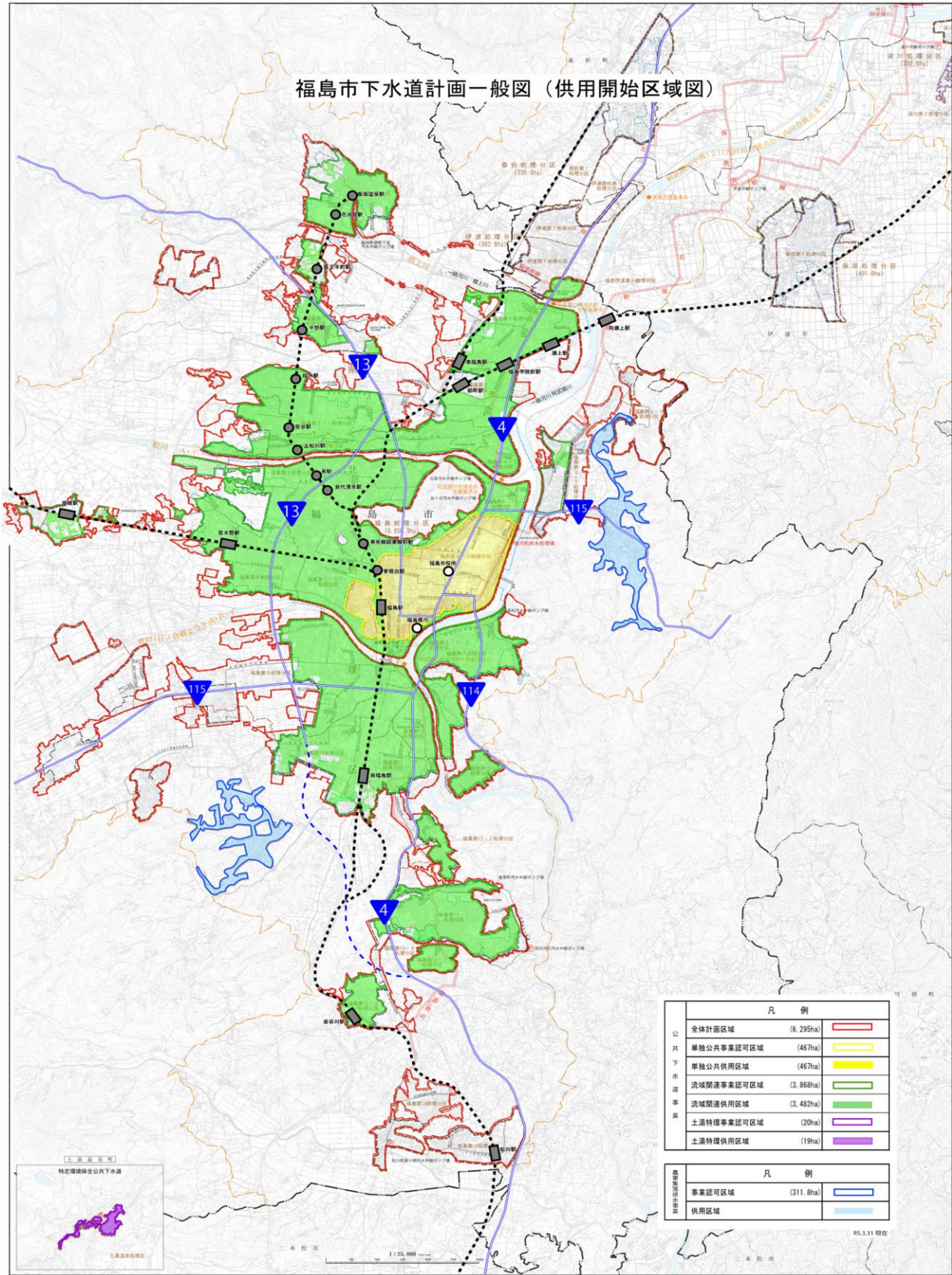
詳しくは、福島市のホームページをご覧ください。

福島市 デザインマンホール

検索



福島市下水道計画一般図（供用開始区域図）



凡例		
全体計画区域	(6,295ha)	
単独公共事業認可区域	(467ha)	
単独公共供用区域	(467ha)	
流域関連事業認可区域	(3,868ha)	
流域関連供用区域	(3,482ha)	
土壌物理事業認可区域	(20ha)	
土壌物理供用区域	(19ha)	

凡例		
事業認可区域	(311.8ha)	
供用区域		



1:25,000
 福島市
 平成31年現在

まちを清潔にし、大雨による浸水を防ぎ、川や海の水をきれいに保つ下水道は、全国各地で整備が進められております。

浸水の防除、公衆衛生の確保から住みやすい暮らしの場づくり、そして公共水域の水質保全から健全な水循環・良好な水環境を創り甦らせることは全ての自治体に共通するまちづくりのテーマです。

福島市においても、人と自然が共生する調和のとれた地球環境と、環境への影響が少ない循環型社会を目指しております。下水道の整備等とともに、清潔で快適な都市環境の整備のひとつとして、市民が憩い親しめる水辺景観の創造を積極的に進めております。

令和5年度 福島市の下水道

編集	福島市都市政策部下水道室下水道総務課
住所	福島市五老内町3番1号 〒960-8601
TEL	024-525-3789 (直通)
FAX	024-534-8228
E-mail	ge-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
ホームページ	http://www.city.fukushima.fukushima.jp